

第2日目（3月3日）

○議 長（塩川裕紀君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

〔午前9時29分〕

○議 長 本日の会議は、議事日程（第2号）のとおりといたします。

○議 長 これより、特別会計及び事業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質疑の機会を譲るようお願いいたします。

大綱質疑からあまりに逸脱した場合は、発言を制限することもありますので、あらかじめご配慮、ご了承をお願いいたします。

○議 長 日程第1、第8号議案 令和8年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。今日もよろしくお願いします。それでは、第8号議案であります。令和8年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

総人口の減少、団塊世代の方々の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少、高齢化や医療の高度化、高額療養費の見直し、保険料水準統一の加速化など国民健康保険を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えていると思っております。こうした中で、令和8年度は、子ども・子育て支援金制度が創設され、子供や子育て世帯を全世代・全経済主体が支えていくという新たな連帯の仕組みとして、支援金を国民健康保険税と合わせて賦課徴収することとなっています。

これに伴い現行の医療給付等の基礎賦課分、後期高齢者支援分、介護納付金分の税率をやや下げするため、この後の第21号議案において条例改正を提案しているところでありますが、全体として負担が増えないように調整して、予算編成したところであります。

歳入につきましては、国民健康保険税は引下げの税率で見込み、前年度比1,630万円減の9億8,624万円を計上しております。

歳出につきましては、保険給付費は、前年度比1億8,769万円減の36億59万円を計上しております。総額は減少を見込んでおりますが、診療報酬の大幅な引上げにより、1人当たりの医療費は上昇するものと見込んでおります。国民健康保険事業費納付金については、前年度比542万円減の13億273万円で、総額は若干減少したものの、子ども・子育て支援金分が加わり、1人当たりの納付金は増額となります。

保健事業につきましては、被保険者の健康増進と疾病予防を図るため、特定健康診査や特定保健指導などの各種事業について、関係機関と連携して着実に実施してまいりたいと思います。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を前年度比1億8,300万円、率にして3.4%減の

51 億 2,800 万円としたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきたいと思います。決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。第 8 号議案 令和 8 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対し、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

まず被保険者数 9,708 人、1 月末での人口 5 万 1,556 人のうち 65 歳以上人口 1 万 8,421 人、75 歳以上人口 1 万 175 人であります。後期高齢者医療保険への移行者が多くなってきている。令和 8 年度は税率の引下げ、子ども・子育て支援金制度創設や課税限度額の引上げ 1 万円増、子供分 3 万円、保険税軽減措置判定所得引上げなどがある。高額療養費自己負担額引上げは影響が大きいと考えられる。保険税軽減該当者への丁寧な説明がますます必要である。

そこで 1、保険税軽減該当者への納税相談は、さらにきめ細やかになるのかであります。次に、保険税 9 億 8,624 万円、保険給付費 36 億 59 万円、特定審査事業費 3,729 万円、人間ドック補助事業 900 人で 1,440 万円、早期保健指導事業費 148 万円などで、病気にならない体づくりや早期発見の事業も継続である。

そこで 2 番目、健康増進事業の新たな取組はあるのか。

以上、2 点を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 市民クラブからの大綱質疑であります。

2 点、まず 1 点目の保険税軽減該当者への納付相談をさらにきめ細やかになるのかということであります。

国民健康保険加入者への納税相談につきましては、軽減に該当する、しないにかかわらず、個々の事情に応じて丁寧かつ適正に対応してまいったところであります。令和 8 年度も国民健康保険税に関する制度や基準の改定が行われますが、今後も生活状況のきめ細やかな聞き取りに努め、そして生活困窮等により納付が困難な方々へは法令に基づく猶予制度の適用ですとか、また福祉関係部署との連携などによって個々の事情に応じた納税相談を行ってまいりたいと考えているところであります。しっかりやっていきたいと思います。

2 点目の、健康増進事業の新たな取組はあるのかという問いであります。

保険事業の取組としては健康診断や各種がん検診、その他の事業によりまして疾病の早期の発見——病気を立ちどころに見つけていくということ。そして早期治療にこれをつなげて、医療費の適正化によりまして、健全な保険財政の維持に資する取組を継続していきたいと考えています。

新たな健康増進事業として申し上げれば、国保データベースの分析から、当市においては

実は脳血管疾患にかかる人が非常に多い。この傾向が多いということが分かっておりまして、その原因の一つである高血圧予防について、令和8年4月からオープンしますゆきぐに健友館A I と連携した事業に力を入れて取り組んでいくようになると思いますし、いかなければならないと考えています。

また、メタボリックシンドローム——私が言うと本当に申し訳なくてという感じですが、この2つに該当している人間として声を大にして言いたいのは、メタボリックシンドロームの該当者等はたくさんいらっしゃるのです。この皆さんを対象にI C T機器を活用した、よりきめ細やかな特定保健指導に尽きると思います。この実施を予定しております。これらの新たな取組を加えまして、最終的には健康で豊かな人生を送っていただくことを大きな目標として取り組んでまいりたいと思います。何よりも健康寿命の延伸に資するという事になるかと思っています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第8号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第2、第9号議案 令和8年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 続きまして、第9号議案であります。令和8年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

団塊世代の方々が全て後期高齢者になる、いわゆる2025年問題と言われてきた年を経まして、今後、被保険者数の増は——これはなかなか鈍化していくものの、前期高齢者と比較して後期高齢者の比率が高い状況が続いていく。今後も医療、介護の需要は高く推移すると見込まれているところです。国では、持続可能な全世代型社会保障制度の構築のために現役世代の負担を軽減し、年齢によらず負担能力に応じた負担と給付とするべく、不断の見直しを進めていくとしています。

令和8年度は、2年に1回の保険料の改定年に当たっています。高齢者負担率の引上げや子ども・子育て支援金制度の創設、診療報酬の引上げなどにより、医療分の所得割率は据え置かれたものの、均等割額は5,000円増となり、さらに子ども・子育て支援金分が新たに賦課徴収されることになっています。

歳入につきましては、保険料では前年度比1億3,971万円増の7億2,588万円を計上、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金に前年度比1億5,636万円増の9億908万円を計上しております。

引き続き、新潟県後期高齢者医療広域連合と協力して、後期高齢者の健康維持に係る健診事業とか人間ドック助成、医療費の適正化に係る保健事業を進めてまいりたいと思います。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比 1 億 6,000 万円、率にして 20.7%増の 9 億 3,000 万円としたいものです。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、決定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 9 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 3、第 10 号議案 令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 10 号議案であります。令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 8 年度は、第 9 期介護保険事業計画の最終年に当たりまして、増大する介護費用の抑制を図り、自立支援、また重度化防止のための各種の介護予防事業のほか、認知症施策の推進などに取り組みながら、地域包括ケアシステムのさらに推進とその深化に向けた体制の強化を図っていく内容としております。

また、令和 7 年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を基にしまして、令和 9 年度からの第 10 期計画の策定に向けた検討を進めてまいりたいと思います。

歳入につきましては、第 1 号被保険者の保険料や介護給付費に対する国・県及び市など、それぞれルールに基づく補助金・負担金及び交付金などの算定額のほか、介護給付費準備基金からの繰入れを行い、保険料の増額抑制に充てています。

歳出につきましては、令和 7 年度の給付実績や第 9 期介護保険事業計画に基づく各種介護サービス利用の見込み、また令和 8 年度介護報酬改定などを踏まえまして、各種介護サービス事業費を計上しております。

以上によって、歳入歳出予算の総額を前年度比では 2 億 7,500 万円、率にして 3.9%増の 73 億 6,000 万円としたいものです。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・今井久美君。

○今井久美君 それでは、令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、会派を代表して大綱質疑を行います。

第9期の最後の年であります。第10期の計画策定を行う年でもあります。施設介護と在宅介護の介護保険利用者へのきめ細やかな計画策定を期待しています。保険料は15億6,923万円で、地域支援事業は3.7%増の2億7,004万円、保険給付費は68億8,690万円である。国保会計給付費をはるかに超える給付費である。国は計画途中での介護報酬改定を進めていますが、人材確保に難儀しているのは南魚沼市でも同じだと思います。

そこで2点お伺いします。1点目、介護施設開設と休止、廃止が安易に行われないような審査体制強化をどうするのか。

2点目、人材確保が容易でない中で、外国人人材への採用取組はどうなっているのかお伺いします。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの大綱質疑にお答えいたします。

まず、1点目の介護施設の開設と休止、廃止が安易に行われないような審査体制の強化をどうするのかということであります。

全国的に高齢化が進展している。これはもう否めない事実で、当市の高齢化率は令和8年1月末現在で35.7%になっています。第9期の市の高齢者福祉計画、また介護保険事業計画においては、令和22年——先ですけれども、ここでは39.8%まで高齢化率は上昇することが予測されている——40%です。また、核家族、単身世帯、高齢者のみ世帯の増加も著しい。地域の実情も少しずつ変化してきているという状況の中で、第9期計画における介護サービス基盤整備では将来的な高齢者の人口、また介護サービスのニーズ、地域の医療体制の実情に応じて計画的な施設整備を進めるための計画を策定しているということであります。

介護施設等の整備計画は総量規制を受ける県の指定介護サービス、また市が公募する介護サービスについては、この計画に記載されなければ新たに介護施設の開設をすることはできないというものであります。また、開設にあたっては、介護保険関係法令により介護サービスの種類によって県及び市が指定を行う施設がありまして、それぞれに申請が必要で、基準に合致しているか審査を受ける必要があります。あせまして、介護事業者の指定を受けた後に事業所や施設を休止または廃止する場合には、指定された県または市へ届け出るようになっております。

この介護事業所の指定については、補助金等の申請を伴うものですから、事前に相談をさせていただいています。休止・廃止については利用者や関係事業者への説明も必要なことから、数か月前から介護事業所からの事前案内などの相談をいただいております。今後も介護サービス利用者が必要なサービスを利用できるように指導を行ってまいりたいと思っております。

休止及び廃止においては、人員不足により基準を満たさない場合、または利用者の減少などによってやむを得ないという場合ももちろんあります。なかなか大変ですけれども、そういうふうに慎重にやっていくということであります。

2 点目のご質問の人材確保が容易でない中で、外国人人材の採用課題はどうなっているかというお尋ねであります。

介護施設での慢性的な人材不足はもう当市だけではなくて全国の問題でありますけれども、市においても同様です。市では平成 29 年から介護人材実態調査をかけております。介護人材の不足状況などを把握してこれをウェブサイトでも掲載しているところですが、令和 7 年度は外国籍の介護職員についてももちろん調査しておりまして、4 人の方が在籍。これは在留資格は介護ということなのですけれども、4 人が在籍していることが分かりました。そのうち令和 7 年度に市内の介護事業所に就職した 2 人の方——これは国名を言っていいたいと思うのですが、ミャンマーです。10 代の方が 1 人、20 代の方が 1 人です。この 2 人の方に市のほうから新規・移住定住就職支援金を支給したところであります。

全国的にも介護人材不足の解消のため、外国籍の介護人材を受け入れる取組が積極的に進められております。新潟県でも様々な取組が行われているところです。市内の介護事業所においても、以前から外国籍の介護人材を採用していますけれども、この雪国での生活に慣れるということがなかなか難しい。そして雪国の生活が嫌で——そう言ってほしくないのですけれども——嫌で他県へ引っ越してしまうなど、定着になかなかつながらない状況があったということを実業家から聞き取っているところであります。

市としては第 9 期計画の重点施策にもあるように、介護人材の確保と持続可能で安心して利用できる福祉介護サービスの推進に向けて支援を行っていきたいと考えております。現在、市内介護事業者から外国人介護人材についての相談は今のところありません。外国人介護職員の育成には 3 年ほどかかる。1 年目にはまず介護の教育、2 年目には日本語の教育というのがやはりどうしてもあるということで、なかなか厳しいハードルとなっているところであります。

ちなみに令和 3 年からの資料ですけれども、市内には合計で 8 人の方がおいでになりました。この中で 4 人の方がやはり退職されているということでもあります。県がいろいろ実施しているという話をしました。幾つかあるのですけれども、代表的なところでは介護人材の定着支援研修とか、それから受入施設の環境整備事業とか、そういう協力、もう一つは受入制度の説明会等々を行って県のほうも力を入れているということでお伝えしておきたいと思えます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 つばめの会を代表して、令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対して大綱質疑を行います。

熊の出没とか感染症で学級閉鎖とか、インフルとかいろいろあって皆さんの外出機会が減っていく中で、こういった筋力づくりとか、ふれあいサロンとか介護予防事業に関して予算の増額がそこまで見られていないのかというふうに見てとれるのですけれども、令和 8 年度

に関しては、こういった皆さんの外出機会の創出、そしてそれに伴う介護予防事業に関して
どういった取組がされるのか、お尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 つばめの会の大綱質疑にお答えします。

まず大きな話をしますと、外出の機会をきちんと安全に基づいて確保していかなければなりませんし、積極的にやはり家から出てきていただきたい。そういうことがやはり介護の予防にもつながっていくわけであるし、こういうことの視点は私も心配しているところであり
ます。その辺に基づいて話をしますが、筋力づくり教室とふれあいサロンなどの事業費は、
どちらの事業もお話しのとおり触れているところだと思いますが、コロナ禍で一時大きく落ち込んだ。これはご承知のとおりです。令和3年度から徐々に回復してきておりますが、なかなか元どおりとはなっていないというのが現状です。

これまでの決算状況も見ながら近年の開催状況——先ほど言った筋力づくり教室、またふれあいサロンです。この開催状況を少し上回る見込みとして令和8年度予算を計上している
ところでは、これはやはり予算ですから、そういうことになります。高齢者の外出機会の確保、また介護予防の推進事業としては、先ほどの筋力づくり教室やサロンが地域で取り組む
介護予防の代表格ですけれども、これだけではないのです。水中運動教室というのがあったり、まめでいきいき倶楽部というのもやっています。

加えまして、各種の市民ふれあい講座というのもあります。これらもつばめの会が質問されていることに全部触れてくるわけです。またそれに加えて、各地区で開かれている認知症
カフェも言えるかと思います。様々な事業を令和8年度も継続していきたいと考えています。これらの事業やボランティア活動とか、こういうことに積極的に参加していただくことも外
出の機会になると考えているわけであります。

新年度の主要事業としてこれは力を込めてやっているところですが、A I オンデマンド交通による、まずは令和8年4月から上田地区から始まりますけれども、このバス運行が開始
となります。介護予防事業だけではなくて、総じて言えば、全部介護予防かもしれません。高齢者の外出機会、買物だってそうかもしれません——とかあるわけです。

こういう機会を増やすための取組としての活用も、もちろんA I オンデマンドには魂を入れているわけでありますので、こういったことをいかに使っていただけるようにするかとい
うのは、繰り返しになりますが、我々の説明、そして含めた皆さんからの周知、そして使っ
てやっていこう。これを交通も持続可能にするわけだし、そしてこういう介護予防にもつな
がっていくということを、やはりそういう視点を持ってみんなで取り組んでいこうではあり
ませんかという思いです。

やはり地域の協力の関係を深めて、そして高齢になっても認知症になっても介護が必要になっても、例えば障害があっても共に支えていくことができる、支えられることができる、
そういう地域、仕組みづくりを進めていきたいと思っております。

A I オンデマンド交通というものにつきましては、ただ単に足というふうに置いてしまい

がちですけれども、実は様々な可能性を秘めて、そしてアイデア次第では様々な地域の皆さんと連携し、今ほど言ったような仕組みづくりを進めていくことができる私は切り口だと思っていますので、これについて頑張っていきたいと考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 10 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 4、第 11 号議案 令和 8 年度南魚沼市水道事業会計予算を議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 11 号議案であります。令和 8 年度南魚沼市水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 8 年度予算は、業務予定量として給水件数を 2 万 4,000 件、年間総給水量は、前年度比 0.3%減の 563 万 4,000 立方メートル、主要な建設改良事業を 7 億 7,879 万円と見込みまして、編成をさせていただきました。

収益的収入及び支出につきましては、収入では、給水収益を前年度比 0.1%減と見込みまして、収入合計は 18 億 7,328 万円を計上しております。支出では、営業費用として施設管理費や事務費を、営業外費用として企業債利息とか消費税など、支出合計は 18 億 1,400 万円を計上しております。

収益的収支の差引きでは、税込み 5,928 万円の利益を見込んでいます。なお、税抜きの損益計算書で純利益 566 万円となり、令和 7 年度も大変厳しい経営状況となっていると思っています。主な管理費として、水質検査基準に有機フッ素化合物 P F O S ・ P F O A の 2 項目が追加となっております。健康への悪影響が心配される物質と言われておりますが、これまでの調査では検出されているいということはありません。

次に、資本的収入及び支出につきまして、収入では、企業債、他会計出資金、補助金など、前年度比で 41.2%減の 5 億 8,069 万円を計上しております。支出では、建設改良費、企業債償還金など、前年度比では 13.1%減の 15 億 4,332 万円を計上しております。

主な事業を申し上げますと、城内地域の藤原配水池の高度浄水処理施設の整備が最終年度になります。引き続き避難所など重要な給水施設への管路の耐震化にも取り組んでまいります。加えまして石打水源施設整備事業について、継続費を設定して 2 か年の整備を実施いたします。

なお、収入が支出に不足する額は、前年度より約 1 億 7,399 万円増の 9 億 6,262 万円となりまして、これにつきましては損益勘定留保資金等で補填調製をしたいと思います。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただき、決定をいただきますようお願いいたします。

○議 長 大綱質疑を行います。

8 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第 11 号議案 令和 8 年度南魚沼市水道事業会計予算について、大綱質疑を行わせていただきます。

新年度予算案の貸借対照表によりますと、現金及び預金が 13 億 6,020 万円から 12 億 7,470 万円に減少し、企業債残高も 50 億 9,368 万円から 52 億 5,103 万円と増加しています。資本合計は 247 億 1,162 万円から 246 億 9,584 万円へと減少して、予定キャッシュフロー計算書の純利益も 5,576 万円から 566 万円と大幅に減少するなど、全体として極めて厳しい経営状況が見てとれるわけです。市民生活を支える基本的ライフラインであります水道事業を、今後も企業会計として継続して運営していくことは極めて重要であると考えているところです。

そこで 1 点伺います。持続可能な水道事業の構築に向けて経営戦略の見直しを進めてきましたが、今後の水道事業の安定的な事業継続に対する方向性は見えてきたのか。加えて、経営の安定に向けた広域化等の検討の必要性についての考え等を伺います。

以上です。

○議 長 市民クラブの大綱質疑にお答えしたいと思います。1 点、経営戦略の見直しを進めてきた中で方向性は見えてきたのかということであります。加えまして広域化等の検討の必要性についてということであります。

まず、水道事業の経営は人口減少時代の到来、また保有する資産の老朽化、それに伴う更新時期の集中、非常に頭の痛い課題でありますけれども、こういったことが一層厳しさを増している原因かと思えます。このような状況を踏まえまして、経営健全化と財源確保の具体的な方策などを示すため、令和 6 年度から水道事業経営戦略の改定に取り組んできたところであります。

具体的には畔地浄水場の将来の在り方でありまして、畔地浄水場を存続するか、また廃止するか、これらにつきまして比較検討してきています。導き出された経営戦略は水需要の減少を勘案した最小限の施設規模で、畔地浄水場の更新・維持・修繕を行いながら水道供給を継続していくという方針であります。そして経営につきましては、畔地浄水場の存続に必要な一定の基準を設けた上で、令和 19 年度までの将来予測を行いまして、事業投資を含む収支の見通しを示しながら、必要な料金改定についてもシミュレーションに着手することにしていきます。

この方針案については、令和 8 年 1 月の上下水道審議委員会で経営戦略の改定中間報告という形で説明させてもらいました。委員の皆さんからはおおむね理解を得られたものと捉えていますけれども、最終的な経営戦略を取りまとめた上で、これからも安定的な水道の供給を継続していくため健全な経営にももちろん努めながら、計画的に事業を実施していきたいと考えているところです。

次の広域化等の検討の必要性であります。令和7年度、県が主体となりまして水道事業の経営基盤強化に係るブロック別勉強会というのが行われました。南魚沼市は十日町市、魚沼市、湯沢町、津南町の3市2町で広域化の中の——細かく言うと会計システムの共同化、また人工衛星を用いた漏水調査の共同発注などで広域化を進められないか検討しているところでもあります。

効果的な広域化に向けては、これはなかなか各事業体それぞれあるわけです。各事業体の事情も様々なため一層の調整、また検討が必要だと認識しております。なので、広域化等の検討の必要性につきましては、一部では進めようとしているところもありますし、なかなか事情が相まって、まだまだこれからだというふうな答えになるかと思います。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第11号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第5、第12号議案 令和8年度南魚沼市病院事業会計予算を議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第12号議案であります。令和8年度南魚沼市病院事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

現在、医療機関は物価高騰、人件費の上昇、医療DX導入費用などによりましてコストが増加する一方で、社会保障費の抑制を原因として収入がなかなか増えない。そして全国的に厳しい経営環境に置かれていると認識しております。特に新潟県内におきましては、医師不足で診療機能が低下したことによる閉院ですとか、医療機関の閉鎖、診療科の縮小や休止が深刻化しております。新聞紙上に出不入がない日がないくらいかと思うほどの県内の状況であります。

このような状況の中、南魚沼市病院事業におきましては、令和7年度に市民病院を8床増床し152床としました。病床稼働率が約90%と市民の入院ニーズは依然として高いことから、これまでの標榜しておりましたケアミックス病院としての機能を果たしていくとともに、令和8年度には眼科常勤医の2人体制を確保することで——例えば先般もお話しをしましたが、1年待ちと言われる白内障の手術数を増加させるなど、住民の期待に応えるとともに、収益を確保していきたいと考えているところであります。

また、令和8年4月オープンのゆきぐに健友館AⅠにおきましては、市内の住民健診を全て引き受けるとともに、人間ドック、また事業所健診の拡充を図ることに加えまして、運動ですとか食事に関する指導を行うなど、人生100年時代を健やかに過ごすための拠点としてスタートさせるものであります。これには先ほどの介護予防のことも含まれるかもしれませ

ん。そういうことを含めてやっていく。

大和地域包括医療センターにおきましては、市の北側の在宅医療の拠点として、往診や訪問看護などの在宅療養支援にさらに注力するとともに、老朽化と診療所化によりまして運営効率が悪くなっている施設の移転整備にいいよ着手する予定であります。

安定経営を続けるためには、何よりも医師や看護師をはじめとする医療人材の確保を積極的に進めることが重要であります。令和8年度予算におきましては、診療報酬において30年ぶりの大きなプラス改定が示されたことから、引き続き人材確保により診療報酬上の上位基準を取得することで経営を安定させ、地域医療を持続させる基盤を確保するための予算編成としております。

収益的収支につきましては、一日平均患者数を大和地域包括医療センター事業では外来患者数を138人、市民病院事業では入院患者数を142人、外来患者数を511人と見込みまして、それぞれ収益と費用を計上しているところであります。

大和地域包括医療センター事業では、医業収益と介護保険収益の合計4億9,017万円に医業外収益等1億518万円を加え、総額で5億9,535万円とし、支出では、医業費用7億2,200万円に医業外費用など3,110万円を加え、総額で7億5,310万円としまして、差引き1億5,774万円の損失を計上しています。これが大和地域包括医療センター事業です。

市民病院事業で申し上げますと、収入において医業収益と介護保険収益の合計56億6,618万円に医業外収益等6億6,552万円を加え、総額で63億3,170万円としまして、支出では、医業費用60億3,929万円に医業外費用1億3,039万円を加え、総額で61億6,968万円とし、差引き1億6,202万円の利益を計上しております。

以上によりまして、病院事業全体でも黒字予算という形で計上しております。

次に、資本的収支についてです。大和・市民病院両事業の支出に建設改良費、企業債償還金及び補助金返還金を計上するとともに、市民病院事業には新たに他会計長期借入金償還金を計上しまして、それに対する収入の財源として企業債及び繰入金を計上したところであります。

大和地域包括医療センター事業の収入では、企業債と繰入金等で総額6億1,461万円とし、支出では、センター移転に係る土地購入費や建設工事に係る建設改良費、また企業債償還金などで総額6億3,221万円を計上しています。

市民病院事業で申し上げますと、収入では、企業債と繰入金等で総額2億6,291万円、支出では、医療器械及び車両購入の建設改良費、企業債償還金及び他会計長期借入金償還金等で、総額4億8,726万円を計上しております。

病院事業全体で資本的収入が資本的支出に対し不足をします2億4,194万円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしたいものであります。

ここ数年で市内の診療所の閉鎖、また介護サービスが縮小されるなどというところが出てきております。医療・介護の提供体制が縮小化する中でありますが、住民から求められるサービスを南魚沼市立の医療機関として果たしてまいったところであります。病院事業は公営

企業会計でありますので、利益の確保がもちろん求められるところでありはしますが、地域のセーフティネットとしての公共性の担保も課せられた使命だと思っております。

周辺環境が大きく変化する中、特に県内は著しい。こういう状況の中で在宅療養を希望する患者さん方を支援できる体制の強化をはじめ、周辺——南魚沼市内です——民間介護施設に対しましても、昨日もお話しをしましたが、看護師2人を新たに派遣するなど、今ほど申し上げました公共性、全体を見通した中心としてのとりでとしてこれを機能させていきたいと考えております。今まで以上に市民に寄り添った医療を提供していくための予算としていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上とします。審議いただき、決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 大綱質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第12号議案 令和8年度南魚沼市病院事業会計予算に対し、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

まず、貸借対照表を見ますと、現金及び預金が8億9,699万円から8億8,979万円と720万円の減、企業債残高は26億2,641万円から29億2,097万円へ2億9,456万円の増、他会計借入金残高は19億円から18億円へ1億円減であります。

市民病院事業費の医業収益54億9,982万円に対して、医業費用が60億3,929万円と赤字であります。医業費用のうち減価償却費が4億310万円であります。人員確保に相当の支出をしながら事業経営をする計画であります。

そこで1番目、急激な人員確保策は令和8年度で一旦終わりにするのかであります。

次に、新大和診療所、大和地域包括医療センター建設費であります。工事費3億1,560万円、土地購入費2億7,300万円が予定されております。資本金収入と支出で不足する額2億4,194万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填されるのは例年どおりであります。居宅介護サービス収益で売上げが4,134万円増の1億3,770万円であります。新健診施設の利用者を住民健診1万人、事業所健診5,600人、人間ドック5,500人と見込んでおります。新たな投資をすることが、訪問看護事業強化や在宅介護支援事業を経営的に縮小するという事態も考えられる。

そこで2番目であります。訪問看護事業と在宅介護支援事業の強化をどう考えているのか。

以上、2点を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの大綱質疑にお答えします。まず1点目であります。急激な人員確保策は令和8年度で一旦終わりにするのかにお答えします。

先ほどもお話をしておりますが、ケアミックス病院を標榜してやっけてきている。この医療提供体制は令和3年12月定例会におきまして、条例改正された南魚沼市職員定数条例が非常に大きかったです。310人から360人に50人増やしたことがありました。ご記憶があると思います。これが非常に大きなポイントでした。リハビリテーション技術職を拡充して、回復

期リハビリテーション病床に転換できたことが、そのときこちらに進むことができたのが今に至っているのです。あのときかなりもめましたけれども、ということです。

回復期リハビリテーション病棟は平成 12 年——これは介護保険制度が開始された年ですけれども——ここから制度化されました。しかし、南魚沼市を振り返ってみますと、令和 4 年に南魚沼市民病院が設置されるまでの 20 年以上の間、当地域においては回復期リハビリテーション病棟は存在していなかったのです。このことは考えてみますと、医療保険を負担しているにもかかわらず、当該地域はサービスとして給付が受けられない状態であったと置き換えられます。このことを見過ごすことができなかった私ども、外山病院事業管理者——当時は副市長でありましたけれども——が医療提供体制を改善するためにこれを導入してきたわけであります。現在、市民病院の回復期リハビリテーション病棟、南魚沼市民のみならず近隣の各市町からもこれは患者さんが集まってきておりまして、近隣の住民も希望して転院してきているという状況に今なっております。

医療提供水準の向上だけではなくて、高い病床稼働率は運営の安定にももちろん寄与していくものであります。加えて、令和 6 年 12 月定例会におきまして条例改正されました職員定数条例では、今度は 360 人から 10 人増の 370 人にしました。

令和 8 年 4 月にオープン予定のゆきぐに健友館 A I の人員をまずは確保し、市民の健康・予防も推進するものであります。この病院事業におきましては、外山病院事業管理者からこの議場におきましても既に報告しているため、内容については細かく触れませんが、毎年のように常勤医師の採用を行ってきています。これを非常に進めてきた。令和 3 年、これは私がよくここで言う、一番頭の中が真っ白といいますか、目の前が真っ暗になった状態であったとき、これが令和 3 年、常勤 14 人です。もう市民病院も立ち行かなくなるという思いで様々取り組んだことが、本当にこのときに思い出されます。

この常勤医は今、数年かかりましたけれども倍増であります。30 人近い常勤医を今持つようになっている。ベテランの医師の方々、そして若手医師が多い年齢構成と現在になっておりまして、今後の医療提供体制を安定させていくためには中堅医師——よくいう中堅の指導に当たれる方、こういう医師の獲得が必要なことに加えまして、特定の診療科、また一例としては総合診療科、消化器内科、呼吸器内科など、欠落すると影響が大きいということがこれまでも言ってきましたが、まさに今まだその状況であります。

病院は装置産業とよく言われておりまして、労働集約型の事業である、また人材の確保が何よりも重要であることから、必要な人員につきましては市議会の皆さんにお諮りしながら、これからも引き続き確保してまいりたいと考えています。一旦終わりにするのかという議論は、私はここでは、そうしますとはとても言える状況ではありません。

2 番目です。訪問看護事業と在宅介護支援事業の強化をどのように考えているのかということでもあります。

まず、結論から申し上げますと、会派の皆さんがご心配されている、新たな投資をすることで訪問看護事業や在宅療養支援体制を縮小するということは現在考えておりません。むしろ

ろ今回の移転事業は在宅療養支援体制を強化することが主な目的であります。病院事業における在宅療養支援の体制としては、先ほども少し申し上げましたが、市の南と北と分けまして、市の南側のほうは東泉田に令和7年に設置した在宅療養支援センター、そして北側を大和地域包括医療センターがカバーすることを基本としています。

ここで少し申し上げたいのは、議員は先ほど新大和診療所という言い方をされましたように聞こえたのですが、やはりその辺が誤解を招く。前からずっと申し上げているけれども、あれは単なる診療所ではございませんという言い方をずっとしてきました。これは少し改めていただきたい。そういうことは市民になかなか分かりづらくなってしまうという心配をして私は言っています。

この2つがこれらをカバーしていく。現状を少し説明させていただくと、大和地域包括医療センターにある訪問看護ステーションにおきましては、利用者数がずっと増加を続けております。六日町、塩沢地域をカバーする、先ほど申し上げた東泉田にある在宅療養支援センターの訪問看護ステーションの利用者数に迫る勢いとなっております。これまでいろいろなことが心配されましたが、やはり当初言っていたとおりの方向に今近づいているのではなかろうかと思っております。

いずれにしても、地域住民の生きるを支え続ける病院事業として、入院から在宅までシームレスな医療提供体制を継続していくことが公立病院としての使命であると任じておりまして、訪問看護事業や在宅療養支援体制を縮小することは我々としては考えていないということですので、よろしくお願いします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第12号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第6、第13号議案 令和8年度南魚沼市下水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第13号議案であります。令和8年度南魚沼市下水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和8年度予算は、業務予定量として接続戸数を1万9,600戸、年間有収水量は前年度比0.7%増の562万4,000立方メートル、主要な建設改良事業を8億9,804万円と見込み編成をしたところであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入では、下水道使用料を前年度比0.7%増と見込み、収入合計は31億2,918万円を計上しております。

支出では、営業費用として施設管理費や事務費、営業外費用として企業債利息や消費税な

ど、支出合計は 30 億 9,392 万円を計上しております。

収益的収支の差引きでは、税込みで 3,526 万円の利益を見込んでおります。なお、税抜きでの損益計算書は、純利益 5,584 万円の経営状況になっております。引き続き改定経営戦略に基づきまして、将来にわたって安定的に事業を維持していくため、経営の効率化と経費の節減に努めてまいりたいと思っております。

次に、資本的収入及び支出につきまして、収入では、企業債、他会計出資金や国庫補助金など、前年度比 23.1%増の 22 億 8,794 万円を計上いたしました。支出では、建設改良費や企業債償還金など、前年度比 20.8%増の 32 億 7,463 万円を計上しております。

主な事業としましては、大和处理区を県流域下水道への統合を進めるため、基本設計を行います。また、不明水対策につきましては、マンホール蓋更新事業を引き続き進めてまいります。また、新たな官民連携手法でありますウォーター P P P の導入可能性調査、浸水対策の雨水幹線測量設計を行いまして、効率的な施設整備を進めてまいります。

収入が支出に不足する額は、前年度より約 1 億 3,544 万円増の 9 億 8,669 万円となり、損益勘定留保資金等で補填して調製いたします。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただき、決定をいただきますようお願いいたします。

○議 長 大綱質疑を行います。

14 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第 13 号議案 令和 8 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対して、市民クラブを代表し大綱質疑を行います。

まず、貸借対照表を見ますと、現金及び預金が 4 億 1,911 万円から 3 億 7,530 万円になり 4,381 万円減少し、企業債残高は 191 億 1,345 万円から 186 億 5,762 万円と 4 億 5,583 万円の減少であります。資産合計は 496 億 964 万円から 486 億 2,493 万円になり、9 億 8,471 万円減っています。何よりも償還金の額が大きく、企業経営自体が苦しくなっているのが分かります。有収水量は 562 万 4,000 立方メートル、営業収益 11 億 869 万円に対して営業費用 28 億 2,586 万円と大きな赤字であります。営業費用のうち減価償却費が 18 億 9,960 万円であり、資本的収支で不足する 9 億 8,669 万円は損益勘定留保資金等で補填されるのは例年どおりであります。

令和 8 年度はウォーター P P P 導入のための可能性調査、大和处理区を県の流域下水道へ統合する基本設計業務委託、不明水対策のマンホール蓋更新事業、浸水対策として雨水幹線枝線測量設計を行うとしています。

そこで 1 点だけ伺います。企業経営の安定に向けた広域での統合を検討する考えがあるかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの大綱質疑にお答えします。

下水道事業会計であります。広域での統合を検討するのかということでもあります。下水

道は皆さんもちろんご存じのとおり最重要インフラだと思います。人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少などによります——これは我々のほうの問題ですが、執行体制の脆弱化、また老朽施設の増加など、事業環境は厳しさを増す一方であるというふうに認識をしています。全国的に下水道事業の広域化というのが推進されてきているところでもあります。下水道における広域化、または共同化、これは3つほどテーマがあるかと考えております。

1つは、まずハードとしての連携として施設の共同化、またソフト連携の維持管理の共同化、もう一つが事務の共同化、こういう3つの形態に分けられているかと思います。南魚沼市の施設の共同化について申し上げますと、農業集落排水などの11処理施設があったわけがあります。令和4年度までに11の処理施設を廃止しまして、流域下水道に統合する事業をずっと進めてきました。これは完了しております。

そして大和处理区の県流域下水道統合事業について現在計画を進めているという状況になりました。加えて、一番魚沼側にある五箇処理区です。ここでは処理場の再整備を検討しましたが、規模を縮小して改築することよりも、廃止をして新潟県が主体の流域下水道に統合するほうが経済性の比較において有利であるという結果から、魚沼市の堀之内浄化センターに統合する計画案について、新潟県及び魚沼市と検討を始めているというところであります。

次に、維持管理の共同化については、今のところ検討している計画はないのですが、新潟県と新潟市、そして長岡市周辺の市町村は下水道汚泥処理の共同化に取り組んでいることから、共同化の成果について私どもも注意を持って見守ってこれらについて進めています。

最後に会計処理など事務の共同化を進展させて、財源や人材などの経営資源を一元的に管理する、そういう意味の3つ目の経営広域化については、ハードルがやはりまだ非常に高い。全国的に経営広域化の検討を進め始めているのはまだ愛知県の1県だけです。しかし、我々は注意を持ってこれを見ながら、これからに生かせることがあればもちろんそれに取り組んでいこうということではありますが、現時点で経営広域化の検討を始めるという状況には今のところなっていないということです。

最後にいたしますけれども、しかし、令和7年度に上下水道政策の基本的なあり方検討会というのが国によって開催されまして、この中で上下水道の基盤強化のため、複数自治体による事業運営の一本化を早急に進めていくべきであるという提言が出されました。今後、国がウォーターPPPのように強力に経営広域化の導入を求めてくるということは十分考えられる。もうそののろしだと思っていいと思います。下水道を取り巻く厳しい環境、現在我々が持っている課題を考えますと、私どもが思うにそう遠くない将来に、経営広域化の検討を始める可能性は高いものであると捉えております。そういう状況に今あるのではなかろうかと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 13 号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 7、第 14 号議案 南魚沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 14 号議案につきましてご説明申し上げます。

本議案の特定乳児等通園支援事業——通称こども誰でも通園制度につきましては、令和 6 年度は試行的な事業として行っております。令和 7 年度には法律上制度化されまして、補助事業という形で実施をしているところですが、令和 8 年 4 月からは、子ども・子育て支援法が一部改正され、乳児等のための支援給付として給付制度——これは通常の保育事業と同じ扱い——給付制度となります。この給付制度に係る事業を行う事業者——特定乳児等通園支援事業者は、市が定める運営基準により事業を提供する必要がある、その運営基準を満たしていることの確認は、市が定める条例によることとされていることから、令和 8 年度以降の事業実施のため、内閣府令に定める基準に従い条例を制定したいものです。

それでは、本文に沿ってご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。第 1 条は、この条例を制定する趣旨。第 2 条は、特定乳児等通園支援事業者の一般原則になります。子どもの意思及び人格を尊重し支援の提供に努めること。地域及び家庭と密接な連携に努めること。人権擁護、虐待防止の責任者を設置し、職員への研修を実施するなどを規定しております。

2 ページの中段以降になります。第 3 条、1 時間当たり及び 1 月当たりの利用定員を定める規定になります。

その後、第 4 条から第 32 条までです。事業者が従うべき運営に関する基準を定めております。主なところを説明してまいります。第 4 条は、子ども及び保護者の心身の状況や、養育環境を把握するため保護者と面談を行うということ。

3 ページの中段になります。第 5 条、利用申込みを受けたときに、正当な理由がなければ拒否ができないこと。

少し飛びまして、第 8 条、保護者から利用の申込みがあった場合は、速やかに認定申請が行われるよう必要な援助をすること。

4 ページに入っていただきまして、第 9 条、利用中の子ども及び保護者の心身の状況、ほかの利用施設での子どもの養育環境、利用状況の把握に努めなければならないとするもの。

第 10 条は、特定教育・保育施設等——保育園や認定こども園と円滑な引継ぎができるよう密接な連携に努めることを規定しています。

5 ページに入っていただきまして、中段であります。第 14 条、保育指針に準じて、子ども及び保護者の心身状況に応じて適切に支援を提供すること。

6 ページに入っていただきまして、第 15 条になりますが、事業者は自ら評価を行い、定期的に外部評価を受け、結果を公表し、業務等の改善に努めるということ。

第16条は、子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言・援助を行わなければならないとするもの。

第17条は、事業所の職員は、子どもに体調の急変が生じた場合、速やかに子どもの保護者または医療機関への連絡を行うこと。

1つ飛びまして、第19条、事業目的、支援内容、職員の職種、人数、職務内容、提供を行う日や時間並びに提供を行わない日、支払いを受ける費用の種類、支払いを求める理由、非常災害対策とか虐待防止など様々——重要事項に関する規程を定めておかなければならないとするものです。

7ページの中段までいきます。第22条であります。運営規程の概要、勤務体制の掲示等、重要事項を様々な媒体を活用して掲示、閲覧に供しなければならないとするもの。

第23条は、子どもの国籍、信条、社会的身分または費用の支払状況によって、差別的扱いをしてはならないこと。

第24条は、虐待等の禁止です。

8ページの第25条になります。事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならないとするもの。

第26条は、保護者が適切に事業者を選択することができるよう、支援内容の情報提供を行うというもの。

8ページ、一番下から9ページにかけまして、第28条、子どもの家族からの苦情に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情内容を記録し、必要に応じて改善、または市長への報告をしなければならないとするもの。

第29条は、地域との連携及び協力を行い、地域との交流に努めなければならないとするもの。

第30条は、事業者は、事故発生防止指針を整備し、職員に対する研修を定期的に行うこと。事故が発生した場合、速やかに市長及び子どもの家族等に連絡を行うこと。事故状況及び事故の処置を記録し、賠償すべき事故の場合、損害賠償は速やかに行わなければならないとするものです。

10ページに入っていただきまして、第31条は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業会計と区分しなければならないとするもの。

第32条は、事業所の職員や設備及び会計に関する記録を整備し、5年間保存しなければならない。

また、第33条は、電磁的記録等について、行うことができる規定になります。

12ページをご覧いただきまして、附則としまして、施行日は令和8年4月1日としたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

9番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけお願いします。3ページ、第5条のところです。正当な理由のない提供拒否の禁止とありますが、正当な理由というとは多分第21条の定員とかに当たるのではないかと考えているのですけれども、その他、拒否をする正当な理由というのはどういうものを想定されていらっしゃるか教えてください。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 第5条につきまして、正当な理由というところですが、職員配置等があれば受けなければなりませんので、職員配置ができていないというときは受け入れられませんので、ここは療育できないという形でお断りするということがあります。

以上です。

○議 長 9番・大平剛君。

○大平 剛君 ということは、職員が足りていれば、どのような状況でも基本的には受け入れるという考えでよろしいのでしょうか。確認をお願いします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 議員の言われるとおり、職員がいれば受け入れをするということになります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、この特定乳児等通園支援事業でありますけれども、これを開設しようという事業所でもありますけれども、南魚沼市内ではどのような方がこれを調査研究といいますか——いて、手挙げをするのか、今のところどうなのかという事情をお聞かせ願いたい。

あとは事業所認定でありますけれども、いろいろ見ていってもどうも市が大きな役割を持っているみたいで、事業所認定も市がやるということでもありますし、何かあった場合についても事業者と保護者といいますか、そちらのほうで話しをして、まとまらなければ市が間に入っているという方向ですけれども、そうするとなかなかこういうサービスをやるという、事業をやるという園でありましょか、それがなかなか手挙げをしづらい部分もあるかと思っています。実際問題、条例制定を進める前に一般の保育園の方たちに、今度こういうのができるのだけれどもという聞き取り調査までやったのかどうかということをお伺いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず、前段申し上げたとおり、令和6年度から試行的な事業としてこれは県内最も早く始めています。そこで民間園3つのところと協議をしながら試行的事業を進めてきました。そういった中で今回、通常の保育と同じような給付事業になるわけですので、そこに向けても当然今回のような条例を定めて基準を定めるわけですが、このことについては導入いただいている事業所との協議はしておりますので、当然手挙げしていただけるものというふうに考えております。また、令和8年度中には公立保育園においても導入したいと考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 今までも3園がやっていたということですが、そういったところからお話を聞いてみますと、今までは金銭的にとても大変だったというふうに私は聞いているのですが、今度は補助事業から通常の給付の形になると、そういった点では問題が解決されるということで、いい方向になるというように考えていいのかなど伺います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今度は給付事業になります。やり方にもよりますが、これを受け入れるために新たな施設とか人員を配置してということになると、もしかしたら希望がない場合も考えられます。ただ、施設猶予型という形で受け入れられる人数を受け入れたいという形で行えば、大きな負担にはならず実施できるのではないかと考えておりますので、そういった面ではやり方によっては問題なくできるのではないかと考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1点だけお願いします。今の話で、3園で試行をずっとやってきたということですが、最終的にはこれが普及して利用が増えれば少しずつ増やしていった、利用しやすい状態になれば一番いいと思っているのですが、今後は公立でもというお話も伺いました。今時点でどの程度の需要があって——これを見ると結構会計の関係ですとか、規定の関係ですとか、独自に全部処理をするというような規定になっていますので、かなり園の負担は大変かという気もするのですが、その辺で試行をやってみて需要と、あと保育園といいますか、施設側の受入れの負担みたいなのを今後どのように考えているかお願いしたいと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 試行的事業をやりまして、3園で利用していただいたお子様の数ですが、令和6年度は登録児は5人、実際利用していただいたのは4人ということです。令和7年度現在ですが、今登録児は1人で、利用は1人ということで、今後の利用は増えていくという見込みでこの事業を取り組みますが、急激に伸びるようなことはないかというようなことでも考えております。

また、費用の負担のほう、事務処理について等を含めてですが、こういう利用人数ですので、急激な事務の負担が事業者の方にあるということは考えておりませんので、事務処理についてはやっていただけるのかと思っております。

以上です。

○議 長 8 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。そうすると、思ったより利用が少なくてちょっと残念です

けれども、県内でもトップで試行を始めたということで、そこはすごいと思っています。そうすると新年度からは、試行でやった私立3園は実施をそのままするのかどうか。そして今言った公立でもということですがけれども、もう令和8年度から公立も開始する園があるのか、それとも状況を見ながらなのか、そこだけ教えていただければ。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 令和8年度の実施につきましては、既に私立3園でやっていただいている皆さんからは、継続してやっていただきたいということをお願いしながら準備をいただいているというところでありまして、公立園につきましては、令和8年度は14園になりますけれども、こちらとしては一斉に14園公立園をこども誰でも通園制度に取り組むということで今準備をしているところでありまして。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 6番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 参考をお願いしたいのですが、どういった方が——月10時間だったと思うのですがけれども、それも今日利用したいから今日というわけにはいかないようですので、どういった方が利用されるのか教えていただければと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 利用者の方につきましては、保育園に入園していないゼロ歳児——6か月から2歳児までの皆さんになります。今日来て利用したいということではなくて、事前にご登録いただいて、なおかつ、お子様の状況を事前に保育園は聞き取りして対応していくという形になっています。

以上です。

○議 長 6番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 そのことは分かっていたのですが、例としてどういった——月10時間で今日いきなりというわけにはいかないということになると、どういう方が利用するのかという、そこを知りたかったのです。よろしくお願いします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 利用につきましては、具体的なところでいきますと、市立園でしたけれども、上のお子さんの行事があつて、保護者の方がその行事に参加したいというところの下のお子さんを預けたという事例もございました。そのほかですと、保護者の方のご都合でということになれば、今一時預かり事業もやっておりますので、そちらのほうを利用されていることもあるのかということと考えております。

以上です。

○議 長 6番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 ということは、あらかじめ利用するかもしれないということで、登録しておくというようなことが考えられるということですよ。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 議員の言われるとおりであります。

○議 長 2 番・野口勉悠君。

○野口勉悠君 この支援に対して、外国籍の子供の受入れについてお伺いしたいと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 外国籍のお子さんにつきましても、同様に受け入れるということになります。

○議 長 2 番・野口勉悠君。

○野口勉悠君 主に国際大学の辺りを見ますと結構家族の方が多くいらっしゃるのですが、日本語を話せない、読めないという方も結構いらっしゃると思います。そういった方々への周知、ご案内を英語での発信はしているかをお尋ねいたします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 外国籍の方の利用について、今も保育園のほうは外国語に直したものを配布しながらご案内しているというような形になっておりますので、同じような形で準備して提供したいと思いますし、実際受け入れたとき——今も外国籍の方がおられますけれども、職員も英語が堪能という職員はいないですけれども、そこは身ぶり手ぶり、片言でコミュニケーションを取りながらやるというのが、この事業でも同じような形でさせていただくことになると思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 14 号議案 南魚沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 15 分といたします。

〔午前 10 時 59 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 14 分〕

○議 長 日程第 8、第 15 号議案 南魚沼市総合計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 15 号議案 南魚沼市総合計画審議会条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

現在、令和 8 年度からの 10 年間を計画期間とする第 3 次南魚沼市総合計画を策定しており、既に印刷製本の段階となっておりますが、このたびの総合計画は地方版の総合戦略と一体的な計画としており、これにより人口減少への対応と地方創生に向けた取組を総合的に進めることとしております。

これまでは、総合計画の審議は、市内の関係団体や公募による方々を委員として組織いたしました総合計画審議会が担い、一方、総合戦略の地方創生事業の効果検証などにつきましては、産業、行政、教育、金融、メディアなど、いわゆる産官学金労言士と呼ばれる多様な人材が参画するまち・ひと・しごと創生推進会議が担ってまいりました。

このたび、総合計画と総合戦略を一体的な計画としたことに伴い、計画を審議する組織体制につきましても一本化したいことから、南魚沼市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱を廃止し、その所掌事務を総合計画審議会に加え、委員構成についても充実を図りたいものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。総合計画審議会の所掌事務を規定する第 2 条の改正は、第 1 号に従来の総合計画審議会が担ってきた計画の策定や変更に関する調査、及び審議を規定いたしまして、第 2 号にまち・ひと・しごと創生推進会議が担ってきた所掌事務を加え、審議会において地方創生交付金を活用した事業の効果検証などが行えるようにするものです。

第 3 条は、審議会の組織について、公募による委員を含め、幅広く各界からの意見を求めることができるよう、委員定数を 15 人以内から 18 人以内に改めるものです。

1 ページに戻っていただき、附則をご覧ください。施行日を、令和 8 年 4 月 1 日とするものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 もちろん人数が増えれば多様な意見を酌み取れるということだとは思いますが、これ以外に何か増員することのメリットなどあれば教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 総合計画審議会につきましては、その歴史をひもとくと、かつて合併したときには地域審議会というものがあって、大和地域と塩沢地域に設置されておりました。合併

後 10 年が経過した時点で、それらについては役目を終えただろうということで、これは偏りのない均衡ある南魚沼市をつくろうということで設置されていたわけですが、その役目を終えただろうということで総合計画審議会に一本化されて、そのときに定数を増やしたという経過がございます。そのときの考え方として地域のバランスに気をつけながら委員を構成すること、あと委員の性別にも気をつけながら配慮すること、そういったことが盛り込まれてそういった一本化をしてきた経緯がありますので、今回につきましても、人数を増やした上で地域構成のバランスに気をつけながら、委員になっていただいて審議をしてまいりたいと考えております。

○議 長 1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 それとメンバーをどういうふうに変えられるかというところ、今月市報にも公募が載っているのを見たのですけれども、たくさん公募があった場合にその中からどういうふうを選ぶのかというところをお伺いしたいのと、私も審議会を一度見学というか、させてもらったときに、やはりたくさん意見を出す人とそうでない人といったので、その辺をどういうふうに変えようかというところを教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まち・ひと・しごと創生推進会議が担っていただいていた産官学金労言、そういったものの重要性というのでも認識しておりますので、まずはそういった方々からなってもらいたいと思っておりますが、まだ議案が通っておりませんので、今いる委員の方について、どの程度残っていただけるのかというところの、こちらからの呼びかけというかはしておらない状況です。それをこの後、させていただいて、その中でどの分野の方が残っていただけたのかというところを拝見させていただく。それとともに公募に応募していただいた方がどういった特徴をお持ちの方なのかというところを見させていただいて、総合的な委員の構成にしていきたいと考えています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 点お聞かせいただきたいのですが、今までですと総合計画審議会が計画を立案して、まち・ひと・しごと創生推進会議でその実効性ですとか、実際に進めていった効果や検証をやっていたと思うのですけれども、今度は総合計画審議会が計画もつくって、実際に進めていった段階の評価だとか反省をやっていくということになるかと思うのです。今まではある意味別の目で、計画をつくる部分とそれをきちんと評価していく組織と 2 つに分かれた目でやってきたと思うのですけれども、一本化というのは今までのまち・ひと・しごと創生推進会議のこれまでの役割というかを担保できるということになるのか。人数が 3 人ほど増えるようではあるけれども、客観的な立場でまち・ひと・しごと創生推進会議がやってきた部分を担えるのか、ちょっと疑問といたしますかがあるものですから、まち・ひと・しごと創生推進会議のこれまでの在り方も含めて、どういうことで一本にしていくというような再編になったのか、そこだけお願いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第3次の総合計画を策定するに当たって、今までダブルスタンダードといいますか、2つの組織の中でこの総合計画について策定を進めてきたという経緯があります。その中で今いる委員の方について申し上げれば、どちらの組織でもこの計画の内容というのは十分ご理解をいただいているものだと思っておりますし、それに立った上で、今度その成果を検証するということになれば、計画を知らないで効果を検証するよりもより深い審議ができるものだと考えておりますので、議員がご心配のまち・ひと・しごと創生推進会議が担ってきた部分が、総合計画審議会に担えるのかというようなところにつきましては、あまり不安はないのかと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 先ほど総務部長がおっしゃった地域に配慮したメンバーと性別に関して配慮されるという話なのですが、年代に関してもお尋ねしたくて、今現在15人いる中で20代、30代がどれくらい占めていて、今回18人に増える中で20代、30代に関してはどういうふうな展望というか、年代についてどれぐらいの配慮が入るのかをお尋ねします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおりで、年代にも確かに気をつけるべきだと思います。ただ、おっしゃっていた20代、30代の方は今委員の中にはいらっしゃらない状態です。今公募もさせていただいておりますけれども、年間二、三回になりますけれども、日中に会議に出席できる方というような条件をつけさせていただいております。その中で20代、30代の方が積極的に応募できるかということ、なかなか難しいのかと考えております。来ていただくことについては私ども非常に大歓迎ですけれども、年齢に配慮したいという考えはあるのですが、実際そうなるかどうかにつきましてはちょっと見通せない状況でございます。

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 当然公募で出てこないのは仕方ないとは思いますが、15人のうちの結構な数の方は市から推薦を出して来ていただいている方がいらっしゃると思います。20代、30代、今起業家も増えていきますし、時間に柔軟に働いている若者が増えていると思うのですが、その中から市のほうから声をかけていくというふうな検討はあるかどうかだけお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議案が通ったらの話になりますけれども、そういった点にも留意してまいりたいと考えています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 15 号議案 南魚沼市総合計画審議会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 16 号議案 南魚沼市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 16 号議案 南魚沼市行政手続条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は国におきまして、デジタル技術を効果的に活用するための規制の見直しとして、行政手続法の一部改正が行われ、特定の場所において書面で掲示することとしていた不利益処分に係る通知について、インターネットによる閲覧の方法により必要な情報を確認できるようになりました。そのため法律と趣旨を同じくしている条例につきましても同様の改正を行うものです。

改正の主な内容は、市が特定の名宛人に直接、権利を制限するような不利益処分、例えば、許認可の取消しなどをする場合、相手に聴聞または弁明の機会を与えることとなっております。相手方に書面により通知をする必要がありまして、しかし、一方で調査をしてもその相手方の所在が判明しない場合もあります。そのような場合は市役所本庁舎前の掲示場に必要事項を記載した書面を 2 週間掲示することで、当該通知が相手方に到達したとみなす公示送達を行うこととしています。今回、この方法にインターネットによる閲覧により通知内容を確認できるようにするなどの改正を行うものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。条例第 15 条は、聴聞の通知の方式を規定するもので、現行条例では第 3 項に従来の公示送達の方法が規定されております。改正案では、第 3 項については、不利益処分の通知を公示の方法によって行うことができると改め、その具体的な方法を第 4 項として付け加えるものです。第 4 項中の 4 行目後半の「規則で定める方法により」とある部分が、インターネットによる閲覧の方法を指すもので、それ以外の方法として、6 行目に従来どおりの掲示場に書面を掲示する方法を規定し、またはとして、市役所の事務所に設置したパソコン画面に表示して閲覧できるようにする方法を規定するものでございます。

なお、市では、改正条例施行後、市のウェブサイトを利用したインターネットによる閲覧の方法と、従来どおりの掲示場における掲示を並行して行うことを考えております。

次に4ページ、第16条及び第22条、そして第29条の改正につきましては、第15条の規定を引用または準用している部分を改正するもので、今ほどの第15条に第4項を加えることに伴い参照条項などを改めるものとなります。

2ページに戻りまして、附則により施行期日は行政手続法の施行日に合わせ、令和8年5月21日とするものです。また、経過措置として、条例の施行日以前の通知における公示送達の方法は従前の例によることを規定するものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第16号議案 南魚沼市行政手続条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第17号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第17号議案についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、部局ごとに定めた職員定数について2点を改正したいもので、1点目は、育児休業や自己啓発等で休職中の職員について、定数外としたいものです。これら休職中の職員は、一定期間職務に従事しないことから、行政サービスを継続させるためには、任期付職員などを代替職員として配置して対応しています。そのため、実際に勤務している職員と勤務していない職員が混在して職員数として把握されていることから、実際に勤務する職員数の的確な把握と適正な人員配置、定数管理を行う観点から定数外としたいものです。

2点目は、消防事務部局の職員定数の改正となります。定年延長によりまして、今後60歳以上の職員が増加することが見込まれています。経験豊富な職員が知識や能力を発揮して職務に当たることは十分なメリットがありますが、一方で、60歳以上の消防職員が救急や火災現場など第一線の職務を全うするには、体力的にも困難な場合や、あるいは復帰に相当の再訓練期間を必要とする場合もあります。令和8年度は短時間勤務職員を除き108人の職員で

消防力を維持することとしておりますが、職員定数が 110 人であるため、将来を見通した計画的な職員採用が難しい状況にあり、このままだと職員数は同じでも最前線の消防力が低下するなどの懸念もあります。計画的な職員採用を実施し将来にわたり消防力を維持したいことから、必要な職員数を上限に職員定数を改めたいものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 6 条は、定数外とすることができる職員の改正で、第 1 号から第 4 号を加え、これらに該当する職員について定数外としたいものです。

次に、職員の定数を部局ごとに定めた第 2 条関係の別表について、消防事務部局の職員の定数を現行の 110 人から 130 人に改め、合計を 1,174 人から 1,194 人としたいものです。

戻って、1 ページの附則をご覧ください。施行期日は令和 8 年 4 月 1 日からとしたいものです。

第 17 号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 3 点お願いします。この 4 つに当てはまる職員は今現在どれぐらいの人数いらっしゃるのかと、消防部局の職員 20 人増員ということですが、この 20 人という数字の根拠をお伺いしたいのと、あともちろん復帰される方もいらっしゃると思うのですけれども、復帰された方が、増やしてさらに復帰された場合、そういったときにどういうふうに調整されるのか。増員して、かつ戻って来られる方もいらっしゃると思いますので、そういったときに人数調整とかというのはどういうふうに行われるのか。

以上、3 点お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 点目は総務課長が答えます。

2 点目の 20 人の根拠でございますが、今いる消防職員が 65 歳になったときというのがある程度予測できるわけです。そうすると今後 20 年後くらいまでは予測ができるということで、誰も退職しなくて 65 歳までいった場合を並べてみると、60 歳以上の職員が 20 人を超えるところが出てきております。ですので、20 人を定数の改正する人数とさせていただいたということでございます。

3 点目の復帰された場合は人数が……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 議長を通してください。

○総務部長 消防職員の定数の配置につきましては、休職中の職員のことを加味せず 110 人から 130 人に改正したいとするもので、1 点目の休職中の職員との人数調整というのは今のところ考えておりません。

○議 長 総務課長。

○総務課長 それでは、1 点目の数字について説明いたします。まず育児休業の関係ですが、育児休業している職員数ですが、これは令和 6 年度の南魚沼市における人事行政

の運営等の状況ということで公表している数字になりますが、令和6年度については男性12人、女性25人、計37人となっております。

それから休職者の状況ですけれども、心身の故障等で12人が休職という状況です。そのほか自己啓発休業中の職員はいないという状況になります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3点お願いいたします。まず1点目は、休職中とか育児休業中の方たちを定数外に減らす話ですけれども、これは他の自治体でもそうされているのですかということです。

2点目ですけれども、先ほどの神保議員の質問の追加になるのですが、20年後を想定されて20人ということですが、65歳で退職するのか——当然80歳までやるわけではないと思うので、何歳で退職されて、計算して20年後20人増えているだろうという計算をどういうふうにされたのかをお尋ねいたします。

3点目は、60歳以上の方たちを残して、現場にいる人たち——消防の業務量はここ10年、火事の件数だったり、救急搬送の数だったり公表されているのですけれども、業務量に応じて職員数は減らしてはいけない、増員しなければいけないという、業務量とはどういうふうな関係でこういうふうになっているのかをお尋ねします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の他市町村の状況はどうかということでございますけれども、既に新潟県は同様の状況でございますし、新潟市、長岡市、小千谷市、魚沼市などで規定済みでございます。何らかの規定があるところもあるのですが、ここまで詳しい規定をしていないのは県内20市の中では11市ということで、大体半分ぐらいが規定済みというようなことでございます。

2点目でございますが、20人の根拠です。神保議員のときにも申し上げましたけれども、今後定年が延長されて65歳になる。なので、そこで60歳を超えている職員が今後20年間を見ると20人になる年代があるので、今回定数を20人増にさせていただいた。全体条件として誰も60歳で退職しないで65歳まで務めたら、60歳以上の方が20人になる年があるというところで、20人としたということでございます。

○議 長 消防長。

○消 防 長 3点目の業務量の関係でございます。一番先に黒岩議員が言われました救急業務につきましては、10年間はコロナ禍を除いてうなぎ上りです。直近で言いますと、令和6年が3,607件、令和7年がまだ確定値で出しておりませんが3,763件、ここで156件ほど上がっております。火災につきましては、一時期放火の案件がありましたけれども、ほぼほぼ20件台、少ないときで10件台、救助につきましてはここ数年山岳救助の絡みがありまして70件後半が続いております。

今までの定数 110 人でこれをこなしてきたというのは職員の努力でありますし、今後の 130 人の中で、今回の改正につきましては 65 歳というのをメインにしておりますけれども、2035 年問題でここはやはり救急業務も増加する傾向に必ずあると思っています。ですので、そこでももしかすると救急隊員の増大という形で職員の増員に使わせていただくかもしれません。それはちょっと今現在私の頭の中だけなので何とってみようもないのですけれども、そういった状況でございます。

以上です。

○議 長 5 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 点目の確認ですけれども、20 市のうちの 11 市が規定があるというのは、同じ規定、4 つはゼロとするという規定ということで、そういう理解でよろしいかどうかだけをお願いします。

もう一点、20 年後の話だけれども、今後 20 年間でどこかのタイミングで 60 歳から 65 歳の中の消防員が 20 人になることがあるというふうにおっしゃいましたが、それは具体的に 5 年後なのか、10 年後なのか、15 年後なのかというのは、そういうのは分かっているのかどうかだけお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 説明が拙くて申し訳ありませんでした。県内 20 市の中でこういった規定がないのが 11 市でございます。なので、規定があるのが 9 つということでございます。

2 点目の具体的な年代はいつかということですが、令和 27 年でございます。

○議 長 5 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 令和 27 年で、今令和 8 年でございますが、今このタイミングで 20 人ということを決断された理由を教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 令和 27 年で 20 人でございますけれども、令和 25 年でも 18 人、令和 26 年でも 17 人ということで、これはその年に採用された人数によって動きがあるわけです。そんな中で最大のところを、今いる職員が 65 歳になったということを計算できる範囲の中で、最大限のところを取らせていただいたというところでございます。

○議 長 質疑を終わることに……（「今回については終わります」と叫ぶ者あり）

8 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 点だけお願いします。消防の定数はいいと思うのですけれども、定数外の育児休業と自己啓発ですけれども、ちょっと分からないのですが、職員の給与も恐らく交付税対象になっていたと思うのです。消防は定数ですからいいと思うのですが、実際にこの方たちは職員でいるのだけれども、交付税のときには給与を払っていない人は細かく算入しないとかと、そうなっているのでしょうか。その辺だけお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっと確認させていただいて、後ほど報告させてください。

〔「了解しました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

1 番・神保貴雄君……（何事か叫ぶ者あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 よろしく申し上げます。本議案に反対の立場で討論させていただきます。

まずもって、日々市民の命と財産を守っていただいている消防職員の皆さんに心から敬意を表したいと思います。

定年退職等々、いろいろ現場で厳しい状況にあることも理解しておるつもりですが、本市は人口減少も続いております。将来の税収の伸びも見込みにくい中で、公助的に職員定数を 20 人増やすという判断は、市民の将来負担に直結する重要な問題だと考えます。20 人増やすとしても段階的に増やしていくなど、ほかにもいろいろやり方はあったのではないかという疑問が残るところであります。人件費は一度増やせば固定費となり、年間に数億円規模の増額になることもあると考えられます。こういったものは若い世代の子が支えていくことになってしまう、重荷を与えてしまうようなことになるかというところもあります。現場の支援は必要ですが、公常的な定数増である必然性が十分に示されておらず、以上で反対討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番・大平剛君。

○大平 剛君 それでは、第 17 号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど反対者がおっしゃったことも一部分からなくもありません。確かに人数を恒久的に増やすことは財源の確保等の影響があることは確かでございます。ただし、考えてもらいたいのはやはり今増やそうとしているというか、人数を 20 人増やすというのは現場で働いていらっしゃる消防職員のことであります。救急隊のことであります。今消防長から説明がありましたとおり、むしろこれは数が上がっているのです。それと多分うちだけの問題ではないです。湯沢町も当市と合同でやっていますから、そういうことを考えなければいけないと思っています。ましてやこれからインバウンドとか進めようとなればいろいろなことが起こってくると思います。やはり来てくれる海外のお客様に対して安全も提供しなければいけない。そういう面においても必要です。

何より市民の方々の安心安全をきちんと守らなければいけない。例えばですけども、最近山火事とか話題になることがあります。実際、我が市においても私が消防団員だったとき、私の地区で山火事が発生しまして大変多くの消防団員が出動しました。そのとき当然消防署

の職員も出動しました。ただし、先ほどの審議会の話もありましたけれども、今はなかなか消防団員が少ない上に、何を差し置いても本来は出なければいけないのですけれども、20代、30代の若者が日中出るのが難しいとなれば、今は少子高齢化ですから、定量的にいる消防署の職員に頼るところが逆にだんだん多くなってくる状況です。そうなったときにやはりある程度の人数は現場で確保されていないと、私は逆に市民サービスの劣化を招くと思っております。

そういう意味においてもやはり現場で動ける消防職員の数はある程度確保しなければいけない。そういう意味において数々示された根拠からしたら、20人は妥当ではないかというのが私の考えであります。ぜひ皆様にご賛成いただけますようお願い申し上げて、討論を終わらせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第17号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を13時10分といたします。

〔午前11時51分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時10分〕

○議 長 ここで先ほど議席番号8番・梅沢道男君に対し保留していた答弁について、財政課長から発言を求められておりますのでこれを許します。

財政課長。

○財政課長 先ほど梅沢議員の質問に対して保留していた件につきまして答弁をいたします。休職中の職員の給与は交付税算入されているかということでしたが、普通交付税における職員給与の算定につきましては、各単位費を、例えば教育費や消防費それぞれの積算におきまして、標準団体で人口10万人当たり何人といったような計算が出されております。ですので、各団体の実際の人数や定数とは異なった状況になっております。したがって、休職職員の有無にかかわらず一定の金額が算入されるということでございます。

以上です。

○議長 長 日程第 11、第 18 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 18 号議案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 8 年 1 月 21 日に開催いたしました南魚沼市特別職報酬等審議会における答申内容に基づき、南魚沼市議会議員の議員報酬を、また、期末手当を特別職の国家公務員の期末手当の改正に倣い、それぞれ引き上げることにつきまして所要の改正をしたいものです。

改正内容といたしましては、報酬月額につきまして審議会の答申額となるように改定をするものです。

期末手当につきましては、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、これによる期末手当の改定に倣い、年間の支給月数を 0.05 月分引き上げるものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条の議員報酬の改正は、特別職報酬等審議会の答申に基づき、およそ 2.8%引き上げ、第 1 号から第 5 号の議長等の議員報酬の月額を改正案のとおりとしたいものです。これにより、議長は 11,100 円の引き上げ、副議長は 9,100 円の引き上げ、常任委員長、議会運営委員長、議員はそれぞれ 8,600 円の引き上げとなるものです。

なお、この 2.8%の引き上げは、国の特別職の改定率と同じとなります。

また、第 5 条の期末手当の改正は、特別職の国家公務員の期末手当改正に倣い、年間の支給月数を 0.05 月分引き上げるもので、6 月と 12 月の支給月数をそれぞれ 100 分の 2.5 引き上げるものとなります。

1 ページに戻りまして、附則により施行期日は令和 8 年 4 月 1 日からとしたいものです。

第 18 号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

5 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 点になるかと思うのですが、まず 1 月 21 日の審議会で、議会運営委員会では全会一致ということで、今回こういう答申が出たということですが、他の自治体の審議会では上げないという答申をするところもありますが、この審議会はどういった理由で、こういった上げるというふうな答申されたのかお尋ねします。

2 点目、審議会のメンバーは何人いて、どういった方法で選ばれて、元議員とか元市の職員とか元観光協会とかそういった、どういったバックグラウンドの方たちがいらっしゃるのか。個人名は言わなくて結構です。分かる範囲で教えてください。

3 点目ですが、……以上、2 点です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 1点目の、1月21日の審議会の審議内容でございますが、まず、市長からは白紙諮問であるということで、諮問させていただきました。その後、委員の方々からの議論をいただきました。まずは、報酬を引き上げるべきなのか、据え置くべきなのか、引き下げるべきなのかということでご意見をいただきました。

その中で、市の財政状況の質問など、そういったものもいただきましたので、その都度、答えさせていただきながら、自分の委員としての身の回りの社会情勢などのご発言もいただいたところです。そのような中から、引き上げるということで委員の方の意見の一致をされました。

その後、引き上げ率につきましては、これもいろいろな意見があつて、上げない自治体もあるのではないかとというようなところもございましたけれども、最終的には特別職はともかくとして、議員は国家公務員のとおりの2.8%の引上げがふさわしいということで、委員の意見の一致をみたところでございます。

2点目でございますが、委員の人数は6人でございます。バックボーンとおっしゃっていますが、南魚沼市では商工会の方の中から1人、農業関係の中から1人、行政の委員会の中から1人、あとは市民の方ということで、各地域の行政区長などを選ばせていただいております。合計6人で構成させていただいております。

バックボーンにつきましては、それぞれ私の知るところではございませんので、ここでは控えさせていただきたいと思えます。

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 市長からは白紙諮問ということで、市の財政状況についての質問がありまして、恐らく委員の方からそういう質問があつて財政状況について聞かれたときに、執行部側からはどういった答弁をされたのか教えてください。

2点目が、委員の身の回りの話——要するに身の回りでは物価高騰とか生活費が上がっているとか、そういうふうな解釈でよろしいかどうかだけ。

以上、2点お願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市の財政状況という中で、決算のときに定例会でも申し上げましたけれども、例えば将来負担比率というものはゼロになっておりまして、県内でも2市町村ぐらいしかそういう自治体はございません、というようなお話をさせていただきました。また、ふるさと納税につきましても言及がありましたので、ふるさと納税が好調だからといって、報酬を上げていいというわけではなくて、ふるさと納税は未来の投資ですので、そういった観点から使わせていただきたいというような答弁をさせていただいているところです。

〔何事か叫ぶ者あり〕

委員の方の身の回りということでございますが、自分の会社のお話ですとか、あるいは自分のことに落とし込んだお話ですとか、いろいろなお話をいただいたところでございます。

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 最後の質問になりますけれども、ふるさと納税に関してはそういったものに使うものではないということなので、ふるさと納税があるからといって今回の引上げの判断に至らなかったということは、将来負担比率がかなり県内ではめずらしい自治体としてゼロになったということが大きな要因として、委員のそういった判断に至った1つの要因だったということによろしいかどうか。

2点目、身の回りのことで会社のことというのは、その方たちのいる会社の給与が上がっているという、そういうふうな発言があったのかどうか、お願いします。

○議長 総務部長。

○総務部長 委員の方からは、自分の会社を見ると社員の給料は二、三%上がっている。あるいは6万円くらい上がっている（当日発言訂正あり）というようなお話をいただいているところでございます。

財政状況のお話ですけれども、それにつきましては決め手となったというよりも、市の状況を知りたいというところの質問から、そういう話をさせていただいたわけでございまして、それが決め手となったというのではないと考えております。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第18号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加します。

議員の報酬等を論じるときには、市民の暮らし向きや仕事の実態、地域経済の実態を見ることがまずは求められます。市民の皆さんの生活実態は、大変厳しい現状にあることは誰もが共有していることと思われます。新型コロナウイルス感染症による大きな打撃から何とか暮らしを立て直しつつ奮闘しようとする中で、ガス、電気、ガソリンや食品、生活必需品などの物価高騰の影響はいまだに続き、さらに深刻となっており、市民の暮らしも経済も疲弊しています。何をするにも、これまでよりもお金がかかってしまう一方で、実質賃金は前年比マイナスを更新し、僅かに賃上げしても物価上昇にはとても追いつかない現状です。

年金も同様で、先日、市内の女性から川辺議員ですかと電話をもらいました。内容は、何でプレミアム商品券を決めたのですか。私たちみたいな年金が少ない者には買えない、買わなければ何の恩恵もない。お金持ちだけが恩恵にあずかれるのはおかしいではないですかというお電話でした。申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。こうした人たちを取り残している現実があるのに、議員報酬を引き上げることに市民の理解が得られるとは到底思いません。

議員は、市政へのチェック力や監視力、調査能力はもちろんのこと、現在は情報発信力や

政策提案能力の向上が求められており、様々な議員活動に対し当然経費はかかります。厳しい面があることは確かですが、社会情勢から見ても今は報酬及び手当の引上げの時期としては尚早と考え、第 18 号議案は認めるべきではないと考え、多くの皆様の賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 よろしく申し上げます。私も本議案に反対の立場からお話しさせていただきます。まず、この改定がいろいろな制度的な調整であるということは理解しております。また、職責に対する適正な対価という考え方も否定するものではありませんが、現在の本市の状況、また物価高騰などが続いて市民生活が依然として厳しい状況の中、このタイミングで報酬を引き上げることが最優先の判断であったかということについては、慎重であるべきだと考えております。

議員報酬を引き上げることについて、市民感覚との間に一定の乖離が生じる可能性を懸念しております。制度上、報酬引上げ可能であるということと、今このタイミングで実施すべきかどうかというのは、別問題というふうに考えております。

今回の判断について、タイミングという観点から賛同できず、本議案には反対いたします。今後も市民の生活実態とより丁寧に向き合いながら、報酬の在り方についても継続的に議論をしていくべきだと考えております。

以上です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 18 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 19 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例及び南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 19 号議案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、先ほどの第 18 号議案と同様に、令和 8 年 1 月 21 日に開催した南魚沼市特別職報酬等審議会における答申内容に基づき、特別職の給料月額を、また、期末手当を特別職の国家公務員の期末手当の改正に倣い、それぞれ引き上げるものでございます。

改正内容といたしましては、1 ページの改正条例の第 1 条は、市長、副市長、教育長の給料月額と期末手当の支給割合を改正するもの。第 2 条は、病院事業管理者の給料月額と期末手当の支給割合の改正となります。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 1 条関係の改正は、特別職の職員の給与等に関する条例の改正で、第 2 条第 3 項で準用する職員の期末手当の規定中、読み替え規定である支給月数を 100 分の 170 から 100 分の 172.5 へ、100 分の 2.5 引き上げるものです。6 月支給分と 12 月支給分でそれぞれ 100 分の 2.5 引き上げられるため、合わせて 0.05 月分の引き上げとなるものです。

次に、特別職の給料月額を定めた別表第 1 につきまして、市長、副市長、教育長の給料月額をそれぞれ特別職報酬等審議会における答申額となるように改定をするものです。これにより、市長は 1 万 5,100 円の引き上げ、副市長（総括）は 1 万 1,500 円、副市長（特命）は 1 万 3,000 円、教育長は 1 万 400 円の引き上げとなるものでございます。これらは現行額からおおよそ 1.81%程度の引上げとなるものです。

4 ページは、病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正です。第 3 条に規定する給料の月額を特別職報酬等審議会における答申額となるように改定するものです。現行額から 9,900 円、おおよそ 1.81%の引上げとなります。また、第 4 条は期末手当の支給月数を改正するもので、内容は先ほどの特別職と同じです。

1 ページに戻りまして、附則により施行期日は令和 8 年 4 月 1 日からとしたいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

5 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 点お願いいたします。魚沼市は同様の審議会から引き上げるという答申を受けましたが、据え置くという判断でこの議案の提出は見送られております。当市は今回、引き上げるという——答申を受けてもこの議案を出さないという判断があったにもかかわらず、これを出された理由を教えてください。

2 点目ですけれども、市長の給与が上がるということなので、市長の実績——人口減少、学力、市民アンケートの結果、この市に住み続けたいという市民の割合、この市から出て行きたいという市民の割合など、これまでいろいろな実績があるかと思いますが、その実績と照らし合わせた上で、今回の判断に至ったかどうかをお尋ねいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今、ほかの市町村の事例を出していただきましたが、あくまでも南魚沼市で

委員の方をお願いしたのは白紙諮問ということで、委員の方が出していただいた結論、答申を尊重したいという立場でございます。

2点目のアンケートの割合などを参考にして、今回のことをどう思っているかということでございますが、今回の件につきましては今の1点目の質問と同様に、議会にお諮りするのは市長でございますけれども、それに基づくものは委員会の答申ということになりますので、委員会の委員の方々が、それぞれの南魚沼市における社会情勢などから総合的に判断していただいたものだと考えております。

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 それでは、審議会の答申を尊重されたということですが、では審議会ではどういった議論があって今回、引き上げるという結論に至ったのかをお尋ねいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの第18号議案とも同じですけれども、まずは引き上げるか、据え置か、引き下げるかというところの議論をしていただいて、そちらにつきましては引上げということで一致いたしました。その中で、ではどの程度引き上げるのかという議論になりました。いろいろな意見が先ほどと同様にありました。そんな中で、議員と同じ率で引き上げるというのはどうだろうという意見がありまして、では周りの自治体を見回してみたら、どのような位置に南魚沼市があるのかというところの議論になりました。そういった資料も出ささせていただきながら見比べていただいて、それでは市長の給料月額が85万円だとすれば、どのような改訂率になるのかということで計算を致しましたところ1.81%ですということでお話をさせていただいたところ、その率を参考にほかの特別職も決めたらどうかというようなことがありまして、それに委員の方々の意見が一致し、それを答申させていただいたということでございます。

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 最初の引き上げるか、据え置か、引き下げるかのところに、引き上げるという判断に至ったのは、議員のときと同じように近く会社は6万円給料が上がったとかそういった身の回りのことが、議員と同じ理由で引き上げるという結論に至ったかどうか。その部分だけ最後お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員のときと同じで、議員と特別職を分けて引き上げるか、引き上げないかという議論をせずに、総合的にどうするのかという議論でございます。私の先ほどの答弁の中で6万円という話をさせていただきましたけれども、私の勘違いで、1人の方の意見として自分の会社では2%から3%の引上げになっているというお話の後に、ほかの委員の方から、社会を見渡してみても2%から3%になっているという意見でした。大変申し訳ございません。訂正させていただいて、特別職の報酬の議論におきましても、それらがあってその上で引き上げるべきだというふうになった次第でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 改めましてよろしくお願いします。私はこの議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。先ほどの報酬審議会で決まったことだということは理解しますが、しかしながら本市が置かれている現状を踏まえたとき、このタイミングで特別職及び病院事業管理者の給与を引き上げることが最優先の判断であるとは考えられません。

物価高騰などが続き、市民生活が依然として厳しい状況にあります。そうした中で、議員報酬改定と併せて特別職の給与まで一括して改定することは、市民感覚との間に乖離を生む可能性がございます。制度として可能であることと、いま実施すべきかどうかは別問題と考えます。本議案についてはより慎重な判断が必要であったと考え、反対の立場から討論させていただきます。よろしくお願いします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

13 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、日本共産党議員団を代表して、第 19 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例及び南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてに反対の立場で討論に参加します。

この条例改正についても、第 18 号議案と同様、一般市職員の皆さんと同様に、また同時に改正することは馴染まないと考えます。議員の報酬と同様、特別職の給与を論じる場合も、市民の暮らし向きや仕事の実態、地域経済の実態を見ることがまずは求められます。第 18 号議案の討論でも申し上げたとおり、市民の皆さんの生活実態が大変厳しい現状にあることは、誰もが共有しているところであります。

特別職及び病院事業管理者の給与を引き上げることに對しても、議員報酬引き上げと同様、市民の理解は得られないと考えます。議員や特別職には、自らを律する高い自律性が求められます。議員報酬や給与を引き上げるにあたっては、理解が得られるよう市民への説明も必要とされます。今はまず地域経済が好転し、暮らし向きが上向くような施策の実現に協力して注力する時期であることを訴え、第 19 号議案への反対討論といたします。皆様の賛同をよろしくお願いします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 19 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例及び南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 20 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 20 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和 5 年度の地方税法の一部改正のうち公布の日から起算して 3 年 3 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される公示送達に関する部分と、令和 7 年度の地方税法の一部改正のうち令和 8 年 4 月 1 日から施行されるたばこ税に係る部分について条例を改正するものです。

改正内容は、公示送達については公示事項をインターネットなどを利用して閲覧できる状態に置く措置を取ることとする改正。市たばこ税については、課税の適正化の観点から加熱式たばこ紙巻きたばこの税負担差を解消するため、税負担水準の比較的低い加熱式たばこの課税方式を見直すものです。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。5 ページをご覧ください。第 7 条は、公示送達についての規定で、市税に係る賦課徴収又は還付に関する書類は、地方税法により基本的には郵便で、または例外的には直接の手渡しなどで相手にお届けすることが規定されていますが、書類を受け取るべき者の住所などが調査を行った上でもなお明らかでない場合には、公示送達を行うことができるとされています。

公示送達は、送達すべき書類を保管し、いつでも交付する旨を市の掲示場——これは市役所正面玄関の右側にございますが、そちらに掲示をする方法で行われます。このたびの改正では、4 行目のところ、公示事項を不特定多数の者が閲覧できる状態にする措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示する方法のいずれかの方法で行うこととするものです。前段の不特定多数の者が閲覧できる状態とは、インターネットを利用する方法であり、市のウェブサイト等で公示事項を表示する方法で行うこととなります。

第 9 条の改正は、括弧書きの略称規定が、今ほどの第 7 条で先に出てくることとなったことから、ここからは削るものです。

最下段から、新たに加える附則第 15 条の 2 の 2 は、次の 6 ページから 7 ページにかけてで、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法の見直しについてです。

たばこ税の課税標準については、本則では、第 83 条第 1 項、第 2 項で紙巻きたばこの本数によるというふうにされておりまして、加熱式たばこはその重量と金額によって、一定のルールで紙巻きたばこに本数を換算するものとなっております。それが定められているのが第 83 条第 3 項になるのですけれども、6 ページの 4 行目から同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分により換算した紙巻きたばこの本数によるとして、この換算方法を改め重量によるものに一本化するというものです。

この意図ですけれども、加熱式たばこは紙巻きたばこと比較して、税の負担水準が低い状態にあるということで、換算方法を見直すことで税負担の差を解消するため実施されるものと説明されております。

第 1 号は、葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のものと巻いた加熱式たばこ。これは国税庁のほうでは、いわゆるスティック型の加熱式たばこと表示をしておりますが、これは重量の 0.35 グラムをもって紙巻きたばこの 1 本に換算する方法として、ただし書には 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合は、加熱式たばこの 1 本をもって紙巻きたばこの 1 本に換算するという最低課税の規定を設けます。

第 2 号では、第 1 号以外の加熱式たばこについてで、重量の 0.2 グラムをもって紙巻きたばこの 1 本に換算する方法として、こちらもただし書には品目ごとの 1 個当たり重量が 4 グラム未満である場合には、その 1 個を 20 本に換算すると最低課税の規定を設けます。

第 2 項では、前項各号の計算のうち、ただし書でない本文が該当するものの計算については、1 個当たりの重量に数量を乗じて得た重量をスティック型の加熱式たばこと、それ以外の加熱式たばこの区分ごとに合計して、その合計重量を紙巻きたばこの本数に換算する方法で行うとするものとします。

第 3 項は、その場合の端数処理についての規定で、品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるとするものです。

第 4 項は、第 1 項の各号で設けた最低課税についての適用除外の規定で、第 1 号では加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの、第 2 号では加熱式たばこと併せて喫煙の用に供される加熱式たばこととして、製造たばことみなされる補助的な喫煙用具について、重量が一定に満たない場合でも最低課税の適用を受けないことが記されています。

3 ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。第 1 条は施行期日で、令和 8 年 4 月 1 日とするものです。ただしとして、公示送達に関する規定については、令和 5 年の地方税法の改正の際に、公布の日から 3 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日からとされておりまして、その日付が今のところまだ定まっておりますが、その期限が令和 8 年 6 月 30 日までとなっておりますので、それまでのいずれかの日になるということであり

ます。

第 2 条は、公示送達に関する経過措置の規定で、施行日以後にする公示送達について適用

し、それ以前のものは、なお従前の例によるとするものです。

第3条は、市たばこ税に関する経過措置で、第1項は、施行の日前に課した又は課すべきであった加熱式たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例によるとするもので、第2項は激変緩和等の観点から行われる経過措置で、令和8年4月1日から9月30日までの間は、第1号の現行の換算本数に0.5を乗じた本数と、第2号の新たな換算本数に0.5を乗じて計算した本数の合計本数とするというものであります。第3項は、その本数計算の端数処理を定めたものになります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第20号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第21号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第21号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

国民健康保険税につきましては、令和7年度に税率を改正いたしました。改正後の状況といたしましては、令和7年度課税所得が大きく伸びたことによりまして、予算を上回る収納状況となっており、令和7年12月補正予算において国民健康保険税を増額し、その分を支払準備基金積立金として増額し、先日の3月補正予算においても国県の基盤安定分が見込みよりも多く交付されるため、さらに基金に積立てをする対応をさせていただいたところであり、これらによりまして、支払準備基金の残高は令和7年度末で約3億円程度まで回復できる見込みとなっております。

こうした状況において、令和8年度より新たに医療保険制度の中で、国の子ども・子育て支援金分の賦課徴収が開始されることとなり、新たな負担が生じるため、全体としてできる

だけ負担を抑えていくことができないか検討の結果、医療分である基礎課税額、後期高齢者支援金額、介護納付金額の税率・税額を全体的に引き下げる改正を行いたいものです。

ここで1点ご注意をいただきたい点がございまして、この新たな子ども・子育て支援金分を追加するという部分の改正については、今回の第21号議案の中に含んでおりません。理由といたしましては、これが地方税法の一部改正が3月下旬となる見込みであるためです。ただ、全体として説明させてもらったほうが分かりやすいと思ひまして、このたび一緒に説明させていただくものです。この子ども・子育て支援金分につきましては、令和8年3月末に専決にて改正を行ひまして、その後に報告とさせていただきたいと考えておりますので、何分にもご理解をお願いします。

では、条例改正案についてご説明いたします。なお、議案のほうは、率と額の数字が続けてのせてあるため、改正が非常に分かりにくくなっておりますので、今回は議案に添付させていただいた参考資料という表のほうでご説明いたします。

添付の参考資料、横書きをご覧ください。こちらの1、被保険者にかかる課税額をご覧ください。左に基礎分とありますが、これが基礎課税分ということで、いわゆる医療分となります。その下が後期高齢者支援金分、介護支援金分、一番下が新たな子ども・子育て支援金分です。それぞれに所得割率、均等割額、基礎分は世帯ごとに平等割額があり、現行の率と額をのせております。その右の太枠が今回の改正後の率と額で、その右に増減を表示しています。

上から、基礎分の所得割率が現行税率7.50%を6.50%に、均等割額2万9,000円を2万5,500円に引き下げ、前回の改正では据え置いた平等割額を2万1,000円から1万8,500円に引き下げます。後期支援分は所得割率が現行税率3.00%を2.90%に、均等割額1万8,500円を1万8,000円に引き下げ、介護分は所得割率が2.70%を2.40%に、均等割額1万9,000円を1万7,000円に引き下げるものです。

子ども・子育て支援金分はそれぞれ皆増になりますが、所得割率を0.30%、均等割額を1,600円とする予定です。(18歳以上)100円とありますのは、その下に書いておきましたが、子ども・子育て支援納付金分は、18歳未満の被保険者の均等割額は全額が軽減されますが、その分は18歳以上の方が全体で負担するようになっておりまして、その分が100円ということで、18歳以上の方は合わせて1,700円となるという意味になります。なお、細かいことですが、この資料では18歳以上、18歳未満と簡単に書いてありますが、正式な年齢の基準は18歳に達した以後の最初の3月31日までという規定になっておりまして、厳密な誕生日とか誕生月ではなく、一般的ないわゆる高校3年生の年度末までという意味合いでありますのでよろしくお願いします。

次の表、大きな2の低所得世帯にかかる均等割額の軽減、それから裏面にいきまして3の低所得世帯にかかる平等割額の軽減は、それぞれ世帯の所得に応じて左にあります7割、5割、2割の軽減制度がありますが、それらが改正によってどうなるかという表になっております。それぞれ右の増減欄を見ていただくと、新たな子ども・子育て支援金分は皆増になっ

ていますが、その他の部分は全て割合に応じて減額になるようになっております。

次の大きな4、未就学児の均等割額の軽減は、6歳までの未就学児の均等割額を2分の1にするという制度です。これも7割、5割、2割の軽減世帯と軽減なしの世帯ごとに、それぞれ表のとおり割合に応じた減額となります。この表に、子ども・子育て支援金分を加えてありますが、実際には未就学児分ですので、全額が軽減されて徴収されることはないものです。

資料の説明は以上となりますが、これらの経緯と改定の概要につきまして、令和8年1月15日に行われました社会厚生委員会の閉会中審査においてご報告申し上げておまして、またその後、2月19日の南魚沼市国民健康保険運営協議会において、改定案についてご了解いただいたところであります。

2ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。第1条は、施行期日で、令和8年4月1日とするものです。第2条は、経過措置の規定で、令和8年度以降の国民健康保険税について適用をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって……（何事か叫ぶ者あり）

6番・川辺きのい君。声を出してください。もし、あれでしたら……

〔「出したのですけれども」と叫ぶ者あり〕

○川辺きのい君 確認ですが、今回の条例改正は子ども・子育て支援金の分は含まれていないということをおっしゃられましたので、資料の表にはそれが含まれていたものですから、今回の改定はそうなのかと思ったのですが、ここにはこれを踏まえた上での条例改正という理解でよろしいのでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 子ども・子育て支援金分が国の新たな制度で、もともと国民健康保険税についても地方税法の改正と非常に密接な関連がありまして、毎年、税制改正というのが3月の末日頃の日付でいつも改正案がこちらに送られてきまして、国の法律改正に基づいて条例を改正するというのを毎年やらせていただいています。大体3月30日とか31日あたりの日付になろうかと思いますが、そこでの専決ということにさせていただいて、通常ですと6月定例会での報告というような形を取らせていただいています。そこで併せて国民健康保険税条例での今ご説明した子ども・子育て支援金分は、そこに追加するという専決の改正をさせていただきたいかと思っております。

ただ、今回これに加わることによって、それでもなるべく負担が増えないようにという思いもありまして、全体の財政状況を見ながら下げる決定をしたものですから、新たに加わる

分も加えての説明とさせていただいたというところです。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 21 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 22 号議案 南魚沼市学校給食センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 22 号議案についてご説明申し上げます。

六日町給食センターと大和給食センターを統合し、令和 8 年 4 月に新たな南魚沼市学校給食センターとして供用開始することに伴い、南魚沼市学校給食センター条例について必要な改正を行うものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。条例第 2 条は、給食センターの名称及び位置を定めるものです。現行の表中の南魚沼市六日町学校給食センターと南魚沼市大和学校給食センターの項を 1 つにし、名称を南魚沼市学校給食センター、位置を四十日 1787 番地に改めるものです。

1 ページに戻っていただき、附則です。この条例の施行は、令和 8 年 4 月 1 日からとしたいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 22 号議案 南魚沼市学校給食センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 23 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例及び南魚沼市介護予防支援事業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 23 号議案につきましてご説明申し上げます。

本議案にかかります地域包括支援センターは、介護保険法により市町村が設置・運営主体とされていますが、市町村が示す方針を適切・公正・中立かつ効果的に実施できる医療法人や社会福祉法人などに委託をすることができ、全国的では約 8 割が委託包括となっております。

市ではこの包括支援センターを維持するための専門職の確保に苦慮していたことなどから、委託化に向けて令和 5 年度から市内介護関係法人に打診してきましたが、各法人において 3 職種——保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、この 3 職種の配置が難しいなど、協議は整わない状況でした。

一方、南魚沼市病院事業においては、南魚沼市民病院及び大和地域包括医療センターにおいて在宅療養支援機能が充実していることに加え、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所の人材や、ゆきぐに健友館 A I のオープンに合わせて保健師を増員するなど、医療・介護のシームレスな連携強化を図るための体制整備が進められていること。また、包括支援センターの設置に必要な 3 職種が配置可能であることなどから、病院事業との委託協議を進めてまいりました。

このたび、令和 8 年 4 月 1 日から大和地域包括支援センターの病院事業への委託について、病院事業との協議が整い、南魚沼市包括支援センター運営協議会に諮り承認をいただいたことから、これに伴う関係条例の改正を行うものです。

3 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 1 条関係、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例第 1 条中、名称及び位置に大和地域包括ステーションとその所在を加えます。

第 2 条関係、南魚沼市介護予防支援事業に関する条例第 3 条中、名称及び位置から南魚沼市大和地域包括支援センターとその所在を削ります。

1 ページに戻っていただきまして、附則としまして、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとするものです。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか……（何事か叫ぶ者あり）

4 番・山田勝君。

○山田 勝君 今の大和地域包括支援センターでしょうか、介護支援というところで、南魚沼市包括医療センターのほうに委託ということでよろしいでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 南魚沼市病院事業に委託をするということになります。

以上です。

○議 長 4 番・山田勝君。

○山田 勝君 今までですと、福祉課だったかの市の行政のほうで、下に塩沢と大和ということになっていたと思うのですけれども、それが塩沢はそのまま、大和は包括医療センターの委託になるということだと、会計とかが一般会計から病院会計に移るということによろしいでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 病院事業の会計の中で行います。一般会計は病院事業に委託（当日発言訂正あり）を出すという形に、そういった位置関係があります。

○議 長 4 番・山田勝君。

○山田 勝君 それでは、今までの体系というかそういうものとは変わってくるということですよ……分かりました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 23 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例及び南魚沼市介護予防支援事業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 24 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 24 号議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

出生数の減によりまして保育園への入園児が減少する中、市では適正な保育環境を確保するため、これまで必要な公立保育園の統合を進めてまいりました。本議案で改正したい五十沢地区の公立保育園につきましては、同一小学校区に 2 園設置されており、定員に対する充足率は低い状況となっています。市では令和 8 年 4 月 1 日に宮保育園と西五十沢保育園を統合し、現在の宮保育園を統合先の保育園とすることについて保護者の皆さんにご説明し、ご理解いただきました。令和 7 年 9 月の社会厚生委員会でこのことを報告させていただいたところであります。また、統合した保育園の名称は、五十沢保育園とすることとしており、このたび必要な改正を行いたいものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 3 条保育園の名称及び位置の表中、宮保育園を五十沢保育園に改め、西五十沢保育園の項を削るものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則のとおり、令和 8 年 4 月 1 日から施行したいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 24 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 25 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 第 25 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

近年のサウナブームを背景に、建物の浴場に設置されていた従来のものと異なり、屋外のテントやバレルと呼ばれる木製のたるに放熱設備を設置する事例が全国で増加しているため、このような消費熱量が小さいサウナ設備を簡易サウナ設備として基準を定める必要性が生じ

たことと、加えて輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会において、住宅における火災予防の推進に大規模地震時の電気火災対策が重要とされたことにより、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令などの公布があったことから、南魚沼市火災予防条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、対象火気設備の種類に簡易サウナ設備を加え、新たな第7条の2として基準や構造を規定するとともに、現行の第7条の2で規定しているサウナ設備を一般サウナ設備に改め、第7条の3として規定するもの。また、住宅における火災の予防の推進として、感震ブレーカーの普及促進を加えるものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第7条の下に見出しで（簡易サウナ設備）を加えます。第7条の2第1項で、「簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。」とし、第1号では、周囲の可燃物との隔離距離を規定し、第2号では、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとしていますが、まきを熱源とするものは、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することに代えることができることとします。

第2項は、従前のサウナ設備と同じく前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備についても位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項の該当する各号と第5条第1項の規定を準用するものとします。次に一番下の行の見出し、（サウナ設備）を（一般サウナ設備）に改めます。

めくっていただき4ページをお願いします。第7条の3第1項は、これまで第7条の2第1項で規定していた「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を、「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め規定するものです。

第2号及び第2項は、サウナ設備を一般サウナ設備に改めるものです。中ほどの、第29条の7第1項第1号は、住宅用防災機器の次に、過去の大規模地震時に発生している電気火災対策として、感震ブレーカーを加えるものです。

第44条は、消防長への届出対象となる設備を規定するもので、第6号の次に第6号の2、簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）を加え、第7号はサウナ設備を一般サウナ設備に改めるものです。

2 ページに戻っていただき、附則です。施行期日は、令和8年3月31日からとしたいものです。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 このことによって、これから新しくつくるものが対象なのか、今既存であるものも対象になっているのかという部分と、当市において今もし既存のものが対象になるのであれば、どれぐらいの個数があるのかというのが分かれば、対象個数を教えていただければというふうに思います。

○議 長 予防課長。

○予防課長 ご質問の内容ですけれども、既存のものは全てサウナ設備で今まで規制していましたので、厳しい規制の中、設置していただいております。そういうバレル型サウナやテントサウナがやはり全国的に普及していて、中でも消費熱量が少ないもの、機具については、簡易サウナ設備という新しい括りを検証会で実験をされてその結果、距離とかが緩和されています。よって、これからこの条例が一部改正となりましたら、今後はそういうものに該当するものは、規制を緩和された中の規制となります。

ちなみに、ご質問の件数ですけれども、今のところ南魚沼市内では消防で把握しているのは、届出が 10 例あります。

以上です。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 10 例あるということです。今までは厳しかったということで、そこは大丈夫というようなことだと思いますが、今後、つくるのは届出が必要なので当然、消防署に届けを出したものしかオーケーにはならないわけなので大丈夫だとは思うのですけれども、周知というか既存のものは大丈夫みたいなことが、今ある人たちに分かるものなのかどうか。これはこうなったことによって——今、厳しい基準だということなのでそこまで報告をしなくてもいいので、手放しでいいという部分でやるのか、その辺だけ回答願います。

○議 長 予防課長。

○予防課長 今のところ既存のものについては規制ができていますので、緩和になることについては、新たに周知は考えていませんけれども、事前に相談があればそれはもちろん現状の法令に合わせた、条例に合わせた規制を我々は指導させていただくということになります。

以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 点お願いいたします。3 ページの簡易サウナ設備であります。同僚議員から今出ましたが、届出申請ということでありましたけれども、要は消防法上でいうところの立入検査まで実施をしてやるのか。ただ書面を見て消防署として許可をするという形にするのか、そこら辺だけちょっとお聞かせ願いたい。

〔「議長、予防課長」と叫ぶ者あり〕

○議 長 予防課長。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○寺口友彦君 4ページの第29条の7、感震ブレーカーでありますけれども、これは予防の推進という形で書かれておりますが、非常に重要なブレーカーだと思っております。消防長としてはこれを一般住宅に勧めるにあたって、ただ補助をつけてやるとか、あるいは何かつけなければならないというようなところの市民の考え方といいますか、そこをつける方向に向けていくという意味での推進策というものについては何を考えているのか。

この2点をお伺いします。

○議長 長 予防課長。

○予防課長 ご質問の立入検査の件ですけれども、我々はサウナ設備についてはホテルが多いわけですが、必ずそういう部分にも確認に入っていますので、そこは継続的に安全管理がなされていないようであれば、消防署のほうから指摘させていただくということになります。

次に感震ブレーカーについてですけれども、感震ブレーカーも数種類の方法がございますので、金額も数千円のものから数十万円かかるものもあります。負担がバラバラとなりますので、今のところ市民に対しての周知を念頭に入れて、進めていこうと考えております。ただ今後、助成がやはり必要だとなれば、そちらのほうも考えていかなければいけないかとは考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか……（何事か叫ぶ者あり）早く手を挙げていただけるとありがたいです。

2番・野口勉悠君。

○野口勉悠君 第7条の2にあります、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることについて質問したいのですけれども、近年、サウナの関係の事故が大変多いと思います。令和6年度、確か2人の方が出られなくて亡くなられた事件もあったと思います。ここで書かれているのは恐らく熱源の温度が上がった場合に、スイッチを切るといった意味で書かれていると思うのですけれども、温度が上がってしまった状態で、すぐに出ないと助からないという場合もあると思うのです。このドアの、特にサウナは密閉率が高いですので、この開け閉めについての予防についての改正もこれには含まれているのかを質問いたします。

○議長 長 予防課長。

○予防課長 今ほどの事故のあった例は、ノブにフックがあって、それが開けることができなくて出られなかったという事案でしたけれども、消防法ではそのドアの開閉部分の規制は特にありません。ですので、そこは基本的にサウナのメーカーは、一様に通常であれば押し開きできるものというのが考えられるものだと思います。我々は特にそこを規制するべきところに、今、総務省消防庁からもそういう通知等もございませんので、当消防本部でちょっ

と先走ってそういう規制をここでかけるということは、差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 25 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 26 号議案 南魚沼市部制条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 26 号議案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 8 年度の機構改革により設置している部とその事務分掌に変更があることから、内部組織の設置及びその事務分掌について定めた南魚沼市部制条例を改正するものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。最初に条例の名称となります。令和 8 年度から南魚沼ブランド局を新設することに伴い、これまで部のみであった内部組織に局が加わるため、条例の名称を南魚沼市行政組織条例と改めるものです。

次に、第 1 条の改正では、第 1 項の文中、部の次に局を加え、第 6 号として南魚沼ブランド局を加えるものです。

また、第 2 号の市民生活部の名称を市民共生部に変更するものです。

事務分掌を規定した第 2 条においても、同様に部の次に局を加え、第 2 号の市民生活部を市民共生部に名称変更し、大和庁舎及び塩沢庁舎の管理に関することを総務部の事務分掌から削り、ケとして市民共生部の事務分掌に加えるものです。

また、第 4 号の産業振興部の事務分掌であった観光の振興及び交流に関することを削り、4 ページで第 6 号として南魚沼ブランド局を加え、ア、イ、ウの事務分掌として整理して規定するものです。

次の表は、改正条例の附則第 2 項の改正に関するもので、南魚沼市職員の給与に関する条

例の別表第2の級別職務分類表の表中、行政職給料表（1）6級の職務に局長を加えるものとなります。

2ページに戻りまして、附則により、施行期日は令和8年4月1日とするものです。附則第2項は新旧対照表、先ほどの4ページで説明したとおりとなります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この南魚沼ブランド局に関するものですが、新しくできますが人員数が何人くらいと、それから外部より人材を恐らく入れて強化するものだと思いますけれども、外部人材の登用とかこれについての考え方が決まっているのであれば教えていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 南魚沼ブランド局の人員数ということでございますが、2つの課を設けて10人ということで考えております。外部人材の登用ということでございますが、今のところ地域活性化企業人などを活用しながら、いろいろな事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 外部人材についてでありますけれども、要は外部から人を入れるということですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 現在、地域活性化企業人につきましては、商工観光課に属しておりますので、そちらのほうの人材の方を活用したいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 4点、お願いいたします。まず、職員の数に関してですけれども、私の手元にあるのが行政職給料表（1）というものがございます。これは平成29年4月1日現在では、全体で507人の職員のうち6級の部長が12人、5級の課長級が35人で計47人の幹部職が、令和7年4月1日現在は全体で549人の職員がいる中で、6級が14人、5級が44人で合計58人とありますが、この条例改正が可決された場合、この58人、部長14人、課長44人という数何人になるのか、もし今現在で分かれば教えてください。

2点目ですが、U&Iときめき課の担当と今回の南魚沼ブランド局は、どういうふうな役割分担でやられるのかを教えてください。

3点目ですが、この南魚沼ブランド局は総合計画の数値目標、例えば出生数400人とか、観光客数が何万人、何十万人とか、いろいろな数値目標がある中のどこかの数値目標を達成する担当部署になるのかどうかをお尋ねいたします。

4点目ですけれども、今回この機構改革を行う上で、これまでできなかった、こんなことができなかったのだけれども、これをやることによってこういうことができるようになるみ

たいなことがもしあれば教えてください。

以上、4点になります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の部課長の人数でございますが、部長職は1人増えますので15人ということになります。課長職は4人増えますので、先ほど46人とおっしゃいましたけれども…（何事か叫ぶ者あり）44人に4を足すと48人ということになります。

次に2点目が、U&Iときめき課との役割分担ということでございますが、U&Iときめき課で行っている業務というのは、ふるさと納税のほかに地域づくり協議会の関係、あるいは移住定住ということになります。この南魚沼ブランド局でもシティープロモーションというような役割分担があるわけでございますが、U&Iときめき課につきましては主にふるさと納税に関するブランディングを行っていくということで、役割分担をしていきたいと考えております。

3点目、総合計画の目標値のどこかを担うのかということでございますが、先ほど議案の中で事務分掌が観光に関すること、あるいは交流の促進に関すること、地域ブランディングに関することということで3点ございましたので、それに沿った目標の実現に向けて努力をするということになるかと思えます。

4点目が、機構改革で目指す目的というようなところだったかと思えますけれども、常々、市長も申し上げておりますけれども、看板に掲げた次世代交通あるいは観光戦略の推進、これが南魚沼市を前進させるキーワードになるかと思っています。それを力強く推し進めるために、このたび、局という名称を付けて南魚沼ブランド局を立ち上げるものでございます。

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 そうすると、幹部職員が計63人ということで、約10年で16人増えるということ。47人から63人に増えるということですが、人口はこの間、約9,000人から8,000人減っております。いろいろな建物は統合されておりますが、この南魚沼ブランド局をつくる上で、ほかの部署を統合して人件費抑制をしようという考えはあったのかどうかお尋ねいたします。

2点目ですけれども、U&Iときめき課は、ふるさと納税というのはまさにシティープロモーションだと私は見えるのですが、U&Iときめき課のふるさと納税でやるシティープロモーションと、このシティープロモーション課がやるシティープロモーションの違い、役割分担みたいなのがもし——もう部も違いますから、これは。U&Iときめき課は総務部になりますから、どういった役割分担にされるのか。一緒にやったほうがよりすごいパワーを発揮できるのではないかと私は勝手に思っていたのですが、恐らく違う考えがあると思うので、ぜひ教えていただきたいと思います。

3点目ですけれども、市長がやりたい観光戦略とか分かったのですけれども、多分これまで何かできていなかったことがあったから、部長を1人増やして課長を2人増やすのだと思うのですけれども、これまで何があって、この3人を入れることでこういうふうにならなくて

くるのだというのがもしあれば教えてください。なかったら結構なのでお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の部課長職が増えているという点でございますけれども、必要に応じて適正な部署配置をしているということでご理解いただきたいというふうに思っております。

2点目がU&Iときめき課との違いということでございますが、U&Iときめき課で行っているプロモーションは、ふるさと納税に特化しています。これはなぜかという、そこでたくさんのプロモーション、例えば観光についてのPR、農産物に対するPRをやってしまうと、それがふるさと納税の経費に入ってしまうのです。そうすると、5割の経費を越えてしまうとそれは適切ではない市町村になってしまうということで、国から指摘を受けていますので、限られた中でのプロモーションになってしまっている。なので、南魚沼ブランド局ではそうではない、南魚沼の全体的な発信をしていく。外部へ発信していくというところの役割を担うというものでございます。

また、機構改革でできなかったことをできるようになるのかというお話ですけれども、今までと全く縦割りになりがちだった行政の仕組みに、横軸を通すということで局という名前がついているわけです。ここを中心にして、関係部署と連携をしながら行政を前に進めていくというところで、今回の機構改革をさせていただきたいと考えております。

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 最後、ふるさと納税に関しては分かったのですが、移住定住はU&Iときめき課で、交流人口の拡大はシティープロモーションということでよろしいですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議案の事務分掌のとおりでございますので、今のところそうっております。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今、部、局、課がかなり分かれるということで、我々は資料を見ていたり、機構の資料がありますけれども、やっている事業がどこでやるのかというのは、多分、新入議員も6人入って分かりづらいかと思うので、やっている事業に対する部署を書いたようなことをやっていただけるか。もしくは、いろいろな資料に事業が書いてあります。その横に、担当は何々課がやっていますというようなのを書いていただくと、非常に話がスムーズに通るかと思うので、そういった資料を執行部にはつくっていただきたいと思うのですが、お願いします。

部長が今言ったように、縦割りが横断的になるといった局なので、ぜひそこは期待したいと思っておりますので、局というか横断できることによって、今後、力強い一言があれば、市長からいただきたいというふうに思います。

最後の4ページに部長の棒線の職務と書いてあって、今度は部長及び局長となっておりますけれども、私は議会事務局長が部長待遇だとずっと思っていたのですが、今、改めてこうなるということは、局長は部長待遇ではなかったのかその部分を。

○議 長 総務部長。

○総務部長 3点目から先に。3点目は行政職給料表（1）の別表の中で、局長ではなく議会事務局長という位置づけで名称が入っておりますので……（何事か叫ぶ者あり）6級で間違いありません。

（何事か叫ぶ者あり）

実は今お願いしている部制条例というものは、地方自治法で決まっています、市長の直近以下を示せと書いてあるのです。なので、直近以下というのは部になるので、部の業務内容しか分からないということになってしまっていて、議員の皆様には非常に、その下にくっついてきている課とか室とかそういったところでやっている事業が分かりづらくなっていると思います。また、年度が明けてそれぞれの担当が決まった上で、そういった事務分掌が出ますので——これは市民の方からも言われています。例えば、電話をかけたときにどこの課につながればいいのか分からないということで、例えばそれを分かりやすくするために、一覧表みたいなものにもしていますので、そういったものが提供できる範囲で議員の方々にもお示しさせていただきたいと考えております。

（何事か叫ぶ者あり）

縦割り行政を、横軸を通していくというお話ですけれども、職員もそう思っているのです。そう思っているのですが、なかなかうまくいかないところを、みんなで知恵を出し合いながら、新しい局ができますので、協力し合いながらやっていきたいと思っております。

○議長 3番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 1点目はもう、先ほど塩谷議員が言っていた内容なので大丈夫です。分かりやすくぜひ明示していただきたいというのと、特に南魚沼ブランド局というネーミング——私もほかの自治体とかいろいろ見させていただくと、名刺一つからして統一感がやはりあるのです。なので、個々に名刺交換をしたときにバラバラなデザインというのは、ブランド局と名乗っていながらばらばらというのは、何か民間の会社だと別々の名刺を持つというのはあまりありませんので、ぜひ南魚沼ブランド局からでも当市のカラーを出して、何かそういった小さいところからでも統一した横断的なイメージをつくっていただきたいと思うのですが、その1点だけ。

○議長 総務部長。

○総務部長 おっしゃっている意味は、非常に大事なことだと思っています。新しい局ができれば、工夫してまいりたいというふうに考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議長 2番・野口勉悠君。

○野口勉悠君 私の理解不足な点が多くて大変申し訳ございません。1点だけ質問いたします。市民生活部の名前が市民共生部になってくるのですけれども、これの変更理由について聞いてもよろしいでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 議案の中では、大和市民センターと塩沢市民センターの管理について、今度

は総務部から市民共生部に移すということで議案となっております。その市民センターの中心身としては、それぞれの地域の窓口である一方で、大和地域と塩沢地域の地域づくりを担っている部分でもあるのです。それは、市長も常々申し上げているとおり行政がもっと地域に近づく、そういったところをこれから担っていくために、市民と共生する部分をもうちょっと大事にしていこうということで市民共生部という名前に改めて、これから地域の中に行政がどのように入っていくのかというところをみんなで考えていくという機会にしたいということで、この名前に改めさせていただきました。

○議 長 2 番・野口勉悠君。

○野口勉悠君 そうなりますと、新たに何かを——部が移動するというのはあるのですけれども、市民共生部になったから新しく何かを始めると現段階では決まっているわけではないということでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 点目の質問で、私が言い忘れたことがございました。そういった地域とのかかわり合いのほかに、環境との共生もあって、今回ここには出てこないのですけれども、交通の関係での組織改編とかそういったものもあって、環境交通課の事務分掌も大きく変わります。その中で、環境と共生していくという部分も大事にしたいということで、市民共生部という名称とさせていただきます。

〔何事か叫ぶ者あり〕

そんな中で、新ごみ処理施設の建設もありますけれども、新たな取組としては環境に化石原料を使わないような取組をこれから推進していくということで、そこには予算も付けながら、これから市の姿勢として頑張っていこうというところもございます。そういったものを大事にしながら、事業を展開してまいりたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 課とか室を分かりやすくするには、やはり分けるのではなく、くっつけていったほうがいいのではないかと普通、私はそう思うのですけれども、というところで学校給食推進室これは室ができて、六日町と大和がくっつけばいいだけなのに、なぜ室というのをつくって……

○議 長 学校給食の話は、この条例は関係がないので……

○神保貴雄君 そうですね、失礼しました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第26号議案 南魚沼市部制条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

林市長が市長に就任されてまず最初にしたのが、U&Iときめき課の創設でございました。この約10年間で生まれてくる赤ちゃんの数は217人までに減り、南魚沼市を住み続けたいという市民は減り、出て行きたいという市民は逆に増えた。市民アンケートに答えた結果によると、そういった結果が出ております。

そういった結果が出ているならば、新しい部署をつくる際は、必ずその新しい部署をつくった者がしっかりそれに対して振り返り、そしてその部署に新しい人件費が本当に市民にしっかり還元されるのかについての説明がもう少しあってよかったかと思いました。

U&Iときめき課が移住定住促進を担当し、シティープロモーション課が交流人口拡大を担当するというのは極めて分かりづらい。二重構造になってしまうのではないかという懸念があります。

幹部職員の数がこの10年で47人から63人に増え、人件費は48億円から、令和8年度で72億円。この幹部職員3人で、人件費で2,400万円というのは、水道料金でいうと全世帯を1か月間、1,000円値下げできるものでございます。5億円の人件費——令和6年度から上がっておりますが、5億円あれば1年間、2年間、水道料金を下げることができたのではないのでしょうか。

今、物価高騰で生活が苦しい人たちを第一に考えてやるならば、私はこの幹部職員増員を伴う南魚沼市部制条例の一部を改正する条例には賛成することはできません。ぜひ、U&Iときめき課が——ふるさと納税は好調ですけれども、なぜそれが市民生活の向上にならなかったのか。数として出てこなかったのかの振り返りなくして、新しい部署を創設することに関しては私は反対でございます。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 第26号議案 南魚沼市部制条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

林市長になりまして、いろいろな部署、課ができてきました。非常にどこの課をとっても働いているというか、U&Iときめき課もすごく頑張っていますし、生涯スポーツ課のほうも頑張っているというふうに私は思っています。今ほど部長も答弁で言っていたように、縦割りではなく、連携できるところは横の連携というものをさせていただいて、しっかりやっていただきたい。またいろいろな部署を置いたこの結果を、いろいろな場面で公表させていただいて、そういう部門で何をやっているのか。先ほど私も質問しましたが、機構は図で出ていますけれども、やっている仕事の内容をやはり議員に示していただいて、議員がすぐどこはどこなのかということが質問できるようにしたり、そういう体勢を取っていただきたいというふうに思います。

こういうふうに変えて、市、市民の向上が図られることを期待しまして、賛成の立場から

討論に参加しました。全員の一致をお願いしたいと思います。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 26 号議案 南魚沼市部制条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 27 号議案 南魚沼市モンスターパイプ条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 27 号議案についてご説明申し上げます。

現在、教育委員会が管理する南魚沼市モンスターパイプは、スポーツ振興に加え、観光振興としての側面も持ち合わせています。同様の事例として市長部局が管理する八海山麓スキー場があることから、モンスターパイプについても市長部局の管理とし、産業振興部の所管施設としたいため条例を改正するものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 5 条、第 6 条、第 11 条、第 12 条、及び第 14 条は、それぞれ改正案のとおり南魚沼市教育委員会を市長と改める改正となります。

4 ページは、条例の附則にある指定管理者の不在期間の管理業務の規定について、「教育委員会」に読み替えるところを「市長」に改め、利用料金の収入について定めた第 10 条第 3 項の読み替え規定を削るものでございます。

1 ページに戻りまして、附則により、施行期日は令和 8 年 4 月 1 日からとしたいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総務部長の説明では、市長部局ということで産業振興部の所管ということですが、恐らく商工観光課の中に——先ほど産業振興部の中に南魚沼ブランド局をつくるということで議論がありました——でないとすると、では今度、産業振興部の所管にするということになると、モンスターパイプを何課がやるのか。そして、産業振興部の中の商工観光となれば観光部門が主であろうけれども、観光部門となればさっきの南魚沼ブランド局ということになるわけですが、そこら辺がなかなか釈然としないというので、そこら辺の説明を願いたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 南魚沼ブランド局は、独立した部となりまして、先ほどご覧いただいた事務分掌を所管するということになります。

モンスターパイプの活用につきましては、先ほど言った縦割りではなくて、横串を通して活用するという形になるかと思えますけれども、その管理体制につきましては、商工観光課——新しくなりますけれども、そこで施設を管理する部門がありますので、そこで観光に関する施設につきましても一括管理させていただきたいと考えております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、説明にありました八海山麓については、商工観光課のほうの予算で、説明を受けたりもするわけですが、それと同じような形でやるということであるならば、多分、今度は、新しい課が商工観光課になるのか分かりませんが、その所管になるということでもいいわけですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 そういう方向で、整理をしております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 点だけ。大体何となく分かるのだけれども、このタイミングでこれやるのは、デジタル局の創設、機構改革があるから……

○議 長 ブランド局……

○黒岩揺光君 南魚沼ブランド局、その機構改革に合わせてこれやるということですか。このタイミングでこれやる理由について。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員がおっしゃる理由でもありますし、また、モンスターパイプにつきましては、今、本当にその現場を見れば非常にお客さんが利用をしています。そういったことで、今オリンピックもあったわけですので、そういったところも含めて、総合的に南魚沼市を P R していく材料の 1 つだというふうに判断をさせていただいて、このようにさせていただきました。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 27 号議案 南魚沼市モンスターパイプ条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 15 時 10 分といたします。

〔午後 2 時 53 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 09 分〕

○議 長 ここで、第 23 号議案の質疑の中で、議席番号 4 番・山田勝君の答弁について、福祉保健部長から発言を求められておりますので、これを許します。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほどの山田議員との質疑の中で、私どもは一般会計から委託をするという言い方をしましたが、正確には介護保険特別会計からの委託ということになります。お詫びして訂正いたします。

○議 長 日程第 21、第 28 号議案 南魚沼市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 28 号議案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民基本台帳、地方税などの基幹系システムについて、国が示す標準化基準に適合した標準システムへの移行を進める上で、一元的に住登外者の登録・管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなりました。

住登外者とは、南魚沼市の住民基本台帳には登録されていませんが、行政サービス上、記録しておく必要がある個人のことで、例えば市外の方が市内に不動産を持っていて市が課税する必要がある方などが該当しているものでございます。

この住登外者の登録・管理の機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務として条例に定める必要があるとの見解が国から示されたため、所要の改正を行うものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 4 条は、個人番号の利用範囲を定めたものとなります。ここに第 4 項として、マイナンバー法に規定する法定事務又は準法定事務において、住登外者を特定するために付番する固有番号を市長部局及び教育委員会部局が利用できるようにするための規定を加えるものです。第 5 項は、項の繰下げ、項ずれの改正となります。

3 ページ下段の別表第 1 の改正は、市長部局及び教育委員会部局における独自利用事務として、住登外者の情報の管理に関する事務を追加するもので、4 ページに続くものです。

次に、4 ページの別表第 2 の改正は、住登外者の情報を庁内連携により利用できるように、

それぞれに加えるものでございます。

4 ページの最下段から 5 ページにかけての別表第 3 の改正は、市長部局及び教育委員会部局相互で住登外者の情報の提供ができるよう改正するものです。

2 ページに戻りまして、附則により、改正条例の施行日を公布の日からとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 28 号議案 南魚沼市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 29 号議案 南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 29 号議案につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、令和 7 年 3 月定例会で議決いただき制定しました南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、内閣府令による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、令和 8 年 4 月 1 日施行とされたことから、必要な改正を行うものであります。

内容としましては、乳児等支援事業の認可申請に関する審査において審査基準を満たす事業者——社会福祉法人・学校法人又はそれ以外の者ですが、これを乳児等通園支援事業者とされていたものが、令和 8 年度からは審査基準を満たす場合、乳児等通園支援事業所に改正となることにより行うものです。

3 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 9 条、第 10 条、第 13 条は、先ほど説明しました乳児等通園支援事業者を乳児等通園支援事業所に改めるもの、及び第 13 条の標題を虐待の防止から虐待の禁止とするものです。

4 ページをご覧くださいまして、1 行目、第 16 条第 1 項第 6 号、第 7 号は字句の訂正。第 17 条は先ほどと同じく事業者を事業所に改めるもの。第 20 条第 3 項は、利用定員について子ども・子育て支援法に規定する利用定員とするもの。第 22 条の 2 は、特例保育を行う事業者が、当該事業所内で一般型乳児等通園支援事業を行う場合の基準の特例について記載を加えるものです。

5 ページをご覧ください、第 26 条は不要となる後段を削るもの。第 27 条は字句の訂正です。

2 ページに戻っていただきまして、附則として、令和 8 年 4 月 1 日から施行したいものがあります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 29 号議案 南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 30 号議案 南魚沼市小規模保育事業の実施に関する条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 30 号議案につきまして説明申し上げます。

市では、未満児の保育の希望に対応するため、令和 7 年 4 月 1 日から上町小規模保育園を設置しておりましたが、年度初めの入園児は定員 19 人に対して 3 歳以上児を含めても 10 人であり、そのうち令和 7 年度が保育園最後の年となる 5 歳児が 7 人となっております。

さらに、市全体における途中入園の希望に対しても、第一希望の園に入園できている状況があることから、市としては令和 8 年 3 月 31 日をもって上町小規模保育園を閉園することとして、保護者及び指定管理者へ説明しご理解をいただき、令和 7 年 9 月の社会厚生委員会でご報告を申し上げたところであります。

以上によりまして、当該保育園に係る小規模保育事業の実施のために制定した本条例について、このたび廃止としたいものであります。

また、附則のとおり、施行期日を令和8年4月1日としたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 点お伺いいたします。この条例については、市の上町保育園を小規模保育園として活用したいということで条例をつくったわけでありますけれども、今後、子供の数が減少していく中で、保育園の思い切った統廃合もこれからどんどん進むだろうと思います。そうした場合に、こういう小規模保育事業をまた再開する、やろうという保育園が私は必要になるだろうと思っはいるのです。

したがって、この条例自体は残しておくべきではないかと思ひますけれども、将来の保育園の統廃合について、小規模保育園ということについては、部内ではどういふ検討をされたのか、そこだけお伺ひします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご指摘のように、これを残すという選択肢もあるかもしれませんが、現状でいきますと統廃合を進める中で小規模保育園の位置づけをしておかなければいけないという状況には、今のところは判断をしていなかったということでありまひす。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 点伺ひます。この条例は 1 年前に新たにつくったわけですがけれども、それがたった 1 年で条例廃止という結果になったわけで、そういうことをどういふふうに総括しているのか。1 点目です。

2 点目は、このことによって市の財政の負担軽減になるのかどうか。財政的にはどういふ変化があるのかについて、2 点伺ひます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 総括ということですが、設置するときには必要であらうという判断でした。小学校、中学校の統廃合を含めまして、その時点での見込みというのはもうどんどん変わってきている状況であつて、確かに 1 年で結果としては閉園という形になりましたけれども、その時点では必要であつたということで、こういったことはこれから全て先を見通してできればいいですが、どうしてもそのときに必要なものは、こういった形をお願いすることはあるかもしれません。そのように認識しております。

2 点目は、課長が答えます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 2 点目につきましてですが、上町小規模保育園閉園に際しまし

て、運営費はかかっております。金額的には多分 2,000 万円くらいだったと思いますけれども、その金額は閉園することによって減になるということで、財政運営的にはよくなっていくというふうに考えております。

○議 長 14 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 年前は必要だと思ったということですが、年長児が多かったということは 1 年前でも十分分かってのことだったと思うのですが、その辺についての見通しがそれでよかったのかということについても再度伺います。

2 点目ですけれども、民間委託だったので五十沢の宮保育園と西五十沢保育園が統廃合になるのとはまた違うと思うのですが、その辺は公立の保育園の統廃合と比べてみて、今回の違いがあるのかどうかというところを再度伺います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 小規模保育園になる前の上町保育園の入園児それを考えればこの数かもしれないですが、小規模としてこれまで年度途中の保育を受けられなかったところはあったわけですね。それをこちらで受けられるのではないかという思いもあってこちらにしたのですけれども、それでも市内のほかの園で途中入園がなかったという状況でありましたので、ここは閉園に至ったという考えであります。

もう一点は、ほかの公立園との違いはあるかということですが、こちらもあくまでも市の保育園で、指定管理に出している市立の保育園でありますので、以前から申し上げてはおりますが、市の保育園の統廃合の中で、指定管理者の理解をいただければ、特別大きな違いはないとは思っています。ただ、指定管理者の理解がなければ、こういったことはできないというふうに考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 30 号議案 南魚沼市小規模保育事業の実施に関する条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 31 号議案 南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会共同設

置規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 31 号議案につきまして説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定に基づき、湯沢町と南魚沼市が共同設置している南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会の規約について、両自治体が実際行っている事務を考慮して、主務市町を南魚沼市、関係市町を湯沢町として定め、関連する執務場所、経費の執行及び負担金などを改め、さらに委員会の構成員を実務に即した内容に改めたいものです。そこで、同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、この共同設置規約を変更するために必要となる、湯沢町と南魚沼市のそれぞれの議会の議決を求めるものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 4 条は、執務場所を南魚沼市役所内と定めるものです。

第 5 条は、委員会の構成員について、関係市町長を削り、関係市町の職員を加えるものです。

第 6 条は、委員会の委員について、南魚沼市長が選任するとするものです。

第 10 条は、字句の修正。

第 11 条は、委員会の負担金について、湯沢町が南魚沼市に対し交付するとするものです。

4 ページをご覧ください。第 12 条を削除し、新たに第 12 条（予算）とし、委員会の経費を南魚沼市歳入歳出予算に計上し、執行することを規定するものです。

第 13 条、第 14 条、第 15 条は、主務市町を南魚沼市とし、関係市町を湯沢町に改正するものです。

第 16 条を追加し、委員会の庶務を南魚沼市が行うことを規定するものであります。

2 ページに戻っていただきまして附則です。この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行したいとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 ページの一番最初でありますけれども、部長の説明がありましたが、主務市町を南魚沼市ということであります。現状に合わせて条例を変えるということでありまして、合併して南魚沼市が誕生してから恐らくずっとこういう状態であったというふうに思っています。そうすると、この条例改正が 20 年もたつてやるということであるとする、これはこれほど時間がかかっての改正ということは何か事情があったのか、それとも失念をしていたというのか、その辺の事情をお聞かせ願いたい。

○議 長 保健課長。

○保健課長 失念をしていてということではなく、実際のところ審議会が開かれるようになったのは、令和 3 年からですけれども、それぞれの、湯沢町であったり南魚沼市で案件が上がってきたときに、それぞれの市、町で主担当の事務として行ってまいりました。ですが、

交付金の関係ですとかそういった事務が生じてくることから、主務市を南魚沼市と定めて予算等も南魚沼市の予算等を執行して、湯沢町から負担金等を徴収して行うということに、令和8年度から改めたいということでございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 第5条の関係、組織ですけれども、今までそれぞれの首長が委員会の構成だったのが関係市町の職員等に変わっているのですが、これは数年やってみての実態みたいなものがあるのか、その辺どうなのかちょっと教えていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 審査の実態は非常に専門的でありまして、他の市、機関の同様のところを見ても、首長がそこに入っているというのはほとんどなくて、どちらかというと少しでも詳しい職員が入っているのが、そういったことが通例であります。やはりこれまで審査があった中で、なかなか首長が委員としての発言といいますか、そういったところがなかなか難しいところもありまして、これは湯沢町とも共通でありました。そこで、実態に即した委員に変えたいということであります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第31号議案 南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第25、第32号議案 南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第32号議案についてご説明申し上げます。

南魚沼市が湯沢町と結んでいる公の施設の相互利用に関する協定につきまして、施設の廃止があったため協定書の一部を変更するもので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求

めるものです。

3 ページが湯沢町との変更協定書となります。内容は4 ページの新旧対照表のとおり、協定書の別表の相互利用対象施設の中から、南魚沼市大和B & G海洋センターを削るものです。

3 ページに戻っていただきまして、変更協定書の締結日の日付が空欄ですが、南魚沼市議会及び湯沢町議会でそれぞれ議決をいただいたのちに、令和8年4月1日付けで変更協定を締結したいと考えております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第32号議案 南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第26、第33号議案 市道の路線認定について、日程第27、第34号議案 市道の路線変更について、日程第28、第35号議案 市道の路線廃止について、以上3議案を一括議題といたします。3議案を一括して提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それではまず、第33号議案 市道の路線認定について提案理由をご説明いたします。

今回は1路線の市道認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

1 ページ中ほどの表に、記載の1路線について、種別のその他市道に認定したいものです。

めくっていただき、3 ページをご覧ください。図面番号1、市道名、旭町上町旧道線になります。この路線は、市道旭町上町線の道路改良工事が完了したため、旧道を地域住民の生活に欠かせない道路として認定するものです。認定する路線の延長は、98メートル、幅員は3.9から9.8メートルとなります。

続きまして、第34号議案 市道の路線変更について提案理由をご説明いたします。

今回は1路線の市道変更について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2

項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

1 ページ中ほどの表に記載の 1 路線について終点を変更し、路線を延長したいものです。

めくって 3 ページをご覧ください。図面番号 1、市道名は芋赤 11 号線になります。今回、終点を変更する道路は、国道 291 号線の道路改良工事に伴い、付け替えた市道の終点部を変更するものです。変更後の当該路線は、変更前の延長に 15.6 メートルをプラスして、344.3 メートルとし、幅員を 2.5 メートルから 11 メートルとするものです。

続きまして、第 35 号議案 市道の路線廃止について提案理由をご説明いたします。

今回、廃止したい路線は 2 路線で、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表に記載の 2 路線について廃止をしたいものです。

それでは個別に説明をいたします。めくって 3 ページをご覧ください。図面番号 1、中尾内膳落合線です。この路線は、合併前の旧六日町時代に群馬県境から三国川ダム奥側の十字峡のさらに奥の県道落合六日町線の起点までを接続する道路として認定し、当時は六日町水上間国道昇格予定路線として構想されましたが、認定後から現在に至るまで具体的な計画には至らず、道路形もないため無供用のままの路線となります。今後も計画の見込みがないことから、今回廃止するものです。廃止する延長は 4,437 メートル、幅員は 2 メートルの路線となります。

続いて 4 ページをご覧ください。図面番号 2、大峰線です。この路線は、湯沢町境から県道田沢・小栗山線までを接続する道路として計画されましたが、この路線も認定から現在に至るまで具体的な計画には至らず、道路形もないため未供用のままの路線でございます。今後も計画の見込みがないことから今回、廃止するものです。この路線の廃止する延長は 6.4 キロメートル、幅員は 1.5 メートルの路線となります。

なお、上記 2 路線とも未供用路線であることから、交付税などには影響はございません。

以上で説明は終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 3 議案を一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 3 議案を一括して討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 33 号議案 市道の路線認定について、第 34 号議案 市

道の路線変更について、第 35 号議案 市道の路線廃止について、以上 3 議案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、33 号議案から第 35 議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 29、第 36 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 36 号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、財政上有利な辺地対策事業債、いわゆる辺地債を財源として事業を行いたいことから、総合整備計画書の策定に当たり、法律の定めにより議会の議決を求めるものです。

本計画は、蟹沢・清水地区の合併処理浄化槽の整備を実施するためのもので、令和 5 年度に策定した計画が終了することから、新たに令和 8 年度から 3 か年の計画を策定するものです。

3 ページからが総合整備計画書となります。4 ページに記載のとおり、合併処理浄化槽を 3 戸整備する計画としております。

なお、総合整備計画書の策定に当たり、法律の定めによりまして、あらかじめ新潟県と協議を進めておりましたが、先般、新潟県知事から計画の内容に異議がない旨の回答をいただいているところでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

8 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 浄化槽の 3 戸ですけれども、前の計画以降に新規で 3 戸、新築といいますかがきたのか、残っていたのか、その辺をちょっと教えていただければ。

○議 長 総務部長。

○総務部長 前の計画のとき、残っていた未整備の戸数は 5 戸で、新潟県知事の協議の中で過半数を整備する計画にしましょうということで、3 戸とさせていただいておりました。この 3 年間で接続できた戸数はございません。なので、それは延長するものでございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 36 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 36 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は、3 月 9 日月曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 3 時 41 分〕